

令和3年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 所管事項説明

1	「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について	1
2	盛土による災害防止に向けた総点検について	2
3	令和3（2021）年度版 三重県サステナビリティレポートについて	4
4	令和3（2021）年版 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書について	8
5	令和3〔2021〕年版 三重県男女共同参画年次報告書について	14
6	三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす年次報告書について	20
7	産業廃棄物税制度の検証について	25
8	RDF焼却・発電事業の総括（骨子）について	31
9	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	34
10	指定管理候補者の選定過程の状況について	68
11	各種審議会等の審議状況について	74

別冊1 令和3（2021）年度版 三重県サステナビリティレポート

別冊2 令和3（2021）年版 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書

令和3年10月22日
環境生活部

1 「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
212	あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	環境生活部	「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談件数や対応件数が増加している。新型コロナウイルス感染症の収束後も件数はそれほど減少しないと思われるので、さまざまな支援依頼に対応できるよう、相談員の増員等による体制の強化を図りたい。	今年度の補正予算で相談員1名を増員したところですが、今後さらに相談件数が増えることも考えられることから、相談員の状況を適宜把握し、適切に対応するとともに、国に対して必要な支援を行うよう要望を行ってまいります。

2 盛土による災害防止に向けた総点検について

1 概要

本年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、令和3年8月11日付けで国土交通省等関係省庁から各都道府県あてに盛土による災害防止に向けた総点検の実施について依頼がありました。

盛土の総点検は、国からの通知に基づき、土砂災害警戒区域の上流域等の重点点検対象エリア^{*1}において、3つの視点^{*2}から点検箇所を抽出し、さらに重点点検対象エリア等以外でも点検が必要と考えられる盛土を加えた上で、4つの観点^{*3}から目視で点検を行っています。

※1 重点点検対象エリア等

- ①土砂災害警戒区域（土石流）の上流域および区域内（地すべり、急傾斜）
- ②山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）および地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③大規模盛土造成地

※2 盛土抽出の3つの視点

- ①既存の許可・届出資料等から確認した盛土
- ②国土地理院が作成した盛土可能性箇所データ等から推定される盛土
- ③住民からの通報等で把握した盛土

※3 目視点検の4つの観点

- ①許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ②手続き内容と現地の状況が一致しているか
- ③災害防止の必要な措置がとられているか
- ④廃棄物混入の有無等の禁止事項

2 盛土の総点検の点検箇所

総点検に向けて、関係部局（環境生活部、農林水産部、県土整備部）で情報共有を図り、対象となる盛土の抽出作業を実施した結果、137箇所の盛土を把握し、令和3年9月13日に点検一覧表を国に報告しました。なお、国に報告した点検対象箇所以外に点検が必要となる箇所がないか、市町に情報共有し、精査を依頼しています。

【点検対象箇所の内訳】

- | | | |
|-----------------------------|---|--------|
| 環境生活部所管の土砂条例関連の盛土等 | ： | 15 箇所 |
| 農林水産部所管の森林法関連の盛土など | ： | 19 箇所 |
| 県土整備部所管の都市計画法関連や砂防3法関連の盛土など | ： | 103 箇所 |

3 総点検の進捗状況

点検対象となった137箇所の盛土について、関係法令の所管に応じて、国、市町と連携しながら総点検を進めており、10月8日時点で、104箇所の点検を済ませたところです。これら104箇所の点検結果の詳細については、現在、取りまとめているところです。

4 今後の対応

今後、残りの点検箇所について11月末を目途に点検を実施するとともに、不備のある箇所については指導していきます。また、市町から点検箇所の追加報告があれば同様に進めていきます。

引き続き、国の動向や他都道府県の実施状況について情報収集を図りながら、県民の皆さんの安全・安心のため、適切に対応していきます。

3 令和3（2021）年度版 三重県サステナビリティレポートについて

県内の環境の状況や環境の保全に関する県の施策等について、「三重県環境基本条例」第10条に基づく年次報告書として、「令和3年度 三重県サステナビリティレポート」（別冊1）を取りまとめました。

1 構成

- 第1部 総説
- 第2部 三重県環境基本計画の各施策の取組
 - I 低炭素社会の構築
 - II 循環型社会の構築
 - III 自然共生社会の構築
 - IV 生活環境保全の確保
 - V 共通基盤施策
- 第3部 参考資料
- コラム（取組事例の紹介）

2 施策ごとの取組状況等

I 低炭素社会の構築

【令和2年度の主な取組】

温室効果ガスの排出を削減する「緩和」の取組を推進するとともに、気候変動影響に対する「適応」の理解を深めるための普及啓発等に取り組みました。また、これまでの緩和策にくわえて適応策を新たに盛り込んだ「三重県地球温暖化対策総合計画」を令和3年3月に策定しました。

脱炭素社会の実現に向け、オール三重で取り組むため、産官学等多様な主体からなる「ミッションゼロ2050みえ推進チーム」を立ち上げるとともに、各分野の実務担当者からなる「アクションチーム」を設置し、具体的な取組の検討に着手しました。また、庁内の組織間で幅広く情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図るため、「三重県脱炭素社会推進本部」を設置しました。

【課題】

2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった「脱炭素社会」の実現に向けて、地球温暖化対策の取組を着実に推進していくことが必要です。

また、国が温室効果ガス排出量削減目標を新たに定めること、再生可能エネルギーの電源構成比率が変更となることなどから、それらを踏まえて、「三重県地球温暖化対策総合計画」の見直しを進める必要があります。

Ⅱ 循環型社会の構築

【令和2年度の主な取組】

持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、SDGsとSociety5.0の考え方を取り入れ、多様な主体との連携を一層強化しつつ循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向け、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」を策定しました。

資源循環を一層推進するため、「資源のスマートな利用」に取り組む事業所を「みえスマートアクション宣言事業所」として登録する制度を開始しました。

【課題】

持続可能な循環型社会を構築するために、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、安全・安心を実感できる取組を推進する必要があります。また、資源のスマートな利用を通じた脱炭素等の社会的課題の解決に向け、プラスチックごみ対策や食品ロス削減に積極的に取り組む必要があります。

Ⅲ 自然共生社会の構築

【令和2年度の主な取組】

令和2年3月に策定された「みえ生物多様性推進プラン」（第3期）に沿って、県内の希少な動植物の生息・生育調査や保全活動を行うとともに、過度な自然環境破壊を抑制するため、開発を行う事業者に対して自然環境の保全に対する配慮を求めました。

【課題】

生物多様性の保全を推進するためには、希少な動植物の保全活動を長期にわたり継続して行っていく必要があります。また、事業者に対して生物多様性に配慮した開発を求めるにあたり、県より自然環境保全の情報提供・周知・啓発等を進める必要があります。

Ⅳ 生活環境保全の確保

【令和2年度の主な取組】

大気環境の常時監視と河川・海域の水質調査を行い、大気・水環境は概ね良好であることを確認しました。また、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、美しい海岸を保全するため、森・川・海のつながりを大切にした海岸漂着物の発生抑制対策および回収・処理として、森・川・海のクリーンアップ大作戦等を展開しました。

土砂等の埋立地を把握し無秩序な埋立て等を抑止するため、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を令和2年4月に施行し、土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、条例の周知・啓発や監視・指導等を行いました。

【課題】

海域、特に閉鎖性海域である伊勢湾では、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた水環境改善の取組を進めていく必要があります。また、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、引き続き厳正な審査業務とあわせて土砂等の埋立て等を行う者等へ監視・指導等を行っていく必要があります。

V 共通基盤施策

【令和2年度の主な取組】

各施策を推進するための共通基盤施策として、環境教育・環境学習や環境保全活動の推進、環境経営の推進および環境影響評価の実施等に取り組みました。三重県環境学習情報センターでは、SDGsや地球温暖化対策等をテーマとした基礎講座や環境学習指導者養成のための講座等を実施しました。

【課題】

各施策のめざす社会を実現するためには、県民・事業者等の多様な主体が協創を通じた環境への取組を自律的かつ持続的に推進していくことが必要不可欠であり、環境教育・環境学習や環境活動を推進するとともに、事業者による環境経営を促進していく必要があります。

3 今後の主な取組等（令和3年度以降の取組方向）

I 低炭素社会の構築

引き続き、地球温暖化対策の具体的な取組の検討を進めるとともに、関係市町や事業者など多様な主体と連携しながら、オール三重で脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していきます。また、「三重県地球温暖化対策総合計画」の見直しに向けて取組を進めていきます。

II 循環型社会の構築

「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、循環関連産業の振興に注力するとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に取り組めます。また、ICTの活用等による不法投棄等の早期発見・早期是正や行政代執行を継続している3事案の対策完了に向けた着実な工事等を進めていきます。

III 自然共生社会の構築

「みえ生物多様性推進プラン」（第3期）に基づき、引き続き、希少な動植物の保全を進めていきます。また、希少生物の生息情報の整理や「保全が特に必要なエリア」の明確化を行い、得られた成果を開発事業者に対し周知を行うことで、生物多様性に対する適切な開発の促進を図ります。

IV 生活環境保全の確保

引き続き、工場・事業場からの大気・水環境への負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図るとともに、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた「第9次水質総量削減計画」の策定に向けて取組を進めていきます。また、土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、厳正な審査業務と監視・指導等を実施していきます。

V 共通基盤施策

県民・事業者等の多様な主体が環境への取組を自律的かつ持続的に推進していくことができるよう、引き続き、環境講座の実施等により環境教育・環境学習の機会を積極的に提供するとともに、事業者による環境経営を促進していきます。また、事業活動が環境に配慮して行われるよう、環境影響評価制度を適正に運用していきます。

4 令和3（2021）年版 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン 年次報告書について

「三重県人権施策基本方針」（平成27年12月第二次改定）に基づき、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（計画期間：令和2年度～令和5年度）（以下「第四次行動プラン」という。）に掲げる各施策の令和2年度の取組状況等について、年次報告書（別冊2）として取りまとめました。

1 年次報告書の構成

年次報告書は、次の項目により構成しています。

- (1) データが示す現状
- (2) 国内外の状況
- (3) 県の主な取組状況（令和2年度の取組実績、成果と課題）
- (4) 県以外のさまざまな主体による取組状況
- (5) 今後の取組方向（令和3年度以降）

2 年次報告書の概要

(1) 各施策体系における主な取組状況等

①人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を把握するため、県内の企業、住民組織、団体等を対象に調査を実施し、県ホームページ等で情報発信するとともに、地域での取組を促進するため、研修会等への講師派遣による支援に取り組みました。

また、平成29年度に策定した「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」の浸透を図るため、高等教育機関と連携した講座やワークショップの開催などに取り組みました。

【課題】

人権が尊重される社会を実現するためには、県民一人ひとりが人権についての理解と知識を深め、地域におけるさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われることが必要です。

②人権意識の高揚のための施策

効果的な啓発活動を推進するため、広報媒体を活用した感性に訴える啓発や、スポーツ組織との連携による取組等、さまざまな手法を活用した啓発を行いました。新型コロナウイルス感染症への対策として、患者やその家族、医療従事者等への差別・偏見、デマの拡散等の行為は、人権侵害であり、許されないことを早期に周知するため、知事メッセージの発出やテレビ・ラジオによるスポット放送等を実施しました。

また、学校教育における人権教育を推進するため、市町等教育委員会や学校を訪問し、県内の公立小中学校等や県立学校で人権教育カリキュラムが活用・改善されるよう助言等を実施しました。

【課題】

人権啓発の推進については、「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、啓発手法等の工夫を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策下の啓発方法についても検討・実践していく必要があります。また、人権教育については、学校の教育全体を通じて児童生徒の発達段階に応じた教育を推進する必要があります。

③人権擁護と救済のための施策

県人権センターにおいて、新型コロナウイルス感染症への対応として、電話相談を土日祝日まで拡大しました。また、感染者等に対する重大な人権侵害が懸念されるケースについての的確に対応するため、関係機関と「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」を設立しました。

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」では、相談員による電話相談、メール相談に加え、SNS相談を実施しました。さらに、「みえ外国人相談サポートセンター (M i e C o)」では、11言語で窓口および電話相談に応じるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する相談に対応するため、相談員の増員や日曜開設を開始するなどサポート体制を拡充しました。

また、各種相談事業に従事する相談員等の専門知識の習得や資質向上を図るため、スキルアップ研修会等を開催しました。

【課題】

相談業務に携わる職員が多様化・複雑化する人権相談に的確に対応することができるよう、必要な知識やスキルの習得を支援するとともに、相談機関等の連携を強化していく必要があります。

④人権課題のための施策

人権課題の解決に向けて、以下の取組を進めました。

【同和問題】

同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民人権講座において、「既存差別が生み出した新型コロナ差別」をテーマに講演会を開催するとともに、同和問題に関するリーフレットを配布しました。また、三重労働局・各ハローワークと連携し、オンラインを活用して県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催しました。

【子ども】

児童相談所の対応力の強化のため、令和2（2020）年7月から県内全ての児童相談所でA Iを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。

【女性】

県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、地域リーダー養成講座や男性を対象とした講座等を開催し、啓発活動を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、令和2（2020）年6月より、DV・妊娠S O S・性暴力被害の3分野合同でL I N E相談を開始しました。

【障がい者】

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（2018年度～2020年度）に基づく障がい者福祉施策の取組や、在宅就労を推進するため、就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークのシステム導入を支援しました。また、県民の皆さんや企業の障がい者雇用への理解を深めるための講座の開催や「三重県障がい者雇用推進協議会」における情報交換、農林水産業への就労機会の新たな場づくりを行うなど、障がい者の就労への環境づくりを推進しました。

【高齢者】

「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画）」（2018年度～2020年度）に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を実施しました。また、介護保険を利用する低所得者の利用者負担を軽減することにより介護サービスを利用することができるよう、ホームヘルプサービス、通所介護サービス等の利用者負担の軽減を行う社会福祉法人を支援しました。

【外国人】

「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づき、外国人住民の社会参画を促進するため、有識者、N P O等の団体、外国人住民、市町等で構成する「三重県多文化共生推進会議」を開催し、多文化共生社会づくりに向けた取組の成果を検証するとともに、外国人住民等が地域住民の一員として活躍し、暮らしやすい土壌をつくるとともに、外国人住民等の意見を取組に反映させるため、「三重県外国人住民会議」を開催しました。また、外国人児童生徒およびその保護者に進路の情報を提供する進路ガイダンスを開催するとともに、各市町における「特別的教育課程」による日本語指導の取組を進める等、将来、社会で自立できる力を育成するための支援を実施しました。

また、ヘイトスピーチ解消法等について理解していただくため、啓発パンフレット、ポスターを関係機関等に配付するとともに、講座等を開催し、啓発に努めました。

【患者等】

HIV感染症・エイズ、ハンセン病や難病等に対する正しい知識の普及を図るため、ホームページや広報紙等による情報発信、企画パネル展示の実施や街頭キャンペーン等を開催しました。また、患者やその家族等からの悩みや不安等に対応するため、県がん相談支援センターや、県難病相談支援センター等において、相談や生活支援等を実施しました。新型コロナウイルス感染症への対策を教訓として、「三重県感染症対策条例」を令和2(2020)年12月に制定し、差別や偏見の根絶等の事項について規定しました。

【犯罪被害者等】

「三重県犯罪被害者等支援推進計画」(2020年～2023年)に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進しました。また、犯罪被害者等の人権問題について県民の皆さんの理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を高めるため、「命の大切さを学ぶ教室」や「犯罪被害者支援を考える集い」等を開催するとともに、犯罪被害者等に対して、各種相談窓口の周知や部内カウンセラーによるカウンセリングの実施などの精神的支援、「三重県犯罪被害者等見舞金」の給付や診断書料等の補助などの経済的支援を実施しました。

【インターネットによる人権侵害】

インターネット上の差別的な表現の書き込みに対応するモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡散防止に努めるとともに、人権侵害に関わる書き込みについては、サイト管理者やプロバイダーに対して削除依頼を行いました。また、インターネット上の現状と課題についてDVDに収録したものを市町に配付し、モニタリングの取組拡大を訴えました。

【さまざまな人権課題】

性的指向・性自認に関する人権について、パネル展示のほか、啓発セミナーで取り上げるなど、理解を深めるための取組を実施しました。

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を令和3(2021)年3月に制定しました。

【課題】

近年の社会の急激な変化や、新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷等の人権侵害が発生する中で、県民の皆さんが人権について正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中での態度面、行動面等に根付くことにより、人権が尊重される社会が実現されるよう、国や市町、さまざまな主体との連携、協力による取組を推進していく必要があります。

(2) 今後の主な取組方向（令和3年度以降）

①人権が尊重されるまちづくりのための施策

第四次行動プランに基づき、住民組織・NPO等の団体、国、市町等と連携・協働して、人権施策を推進します。人権が尊重されるまちづくりが県内全域に広がるよう、住民、企業、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を実施します。また、人権が尊重されるまちづくりに取り組む企業、住民組織、NPO・団体等の活動状況を調査し、実践例を積極的にPRしていくことにより、人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体等の拡大をめざすとともに、ダイバーシティ社会の実現に向け、取組を進めます。

②人権意識の高揚のための施策

平成28（2016）年度に施行された人権に関する個別法の周知に加え、さまざまな人権課題について、より多くの県民の皆さんに啓発の機会を提供できるよう、手法を工夫し啓発事業を実施します。

新型コロナウイルス感染症に関して、いわゆる「ワクチン差別」の発生防止に向けた取組を実施します。また、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践行動につながる意欲等を育てるため、人権教育カリキュラムに沿った取組を進めます。

③人権擁護と救済のための施策

多様化・複雑化する相談内容に的確に対応することができるよう、相談員等を対象とする研修会等を開催し、資質向上を支援するとともに、相談機関等相互の連携強化を推進します。

新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安・ストレスにより、DVや児童虐待が増加していることから、被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けられるようSNS相談等の相談機能の拡充を行います。また、外国人住民からの生活相談に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活不安に対応するため、みえ外国人相談サポートセンターの相談体制を拡充します。さらに、インターネット上の差別的な表現の書き込み等に対してモニタリングを実施し、早期発見・拡散防止に取り組みます。

④人権課題のための施策

社会・経済状況の変化に伴って、人びとの意識も変化し、人権課題も多様化・複雑化していることから、国や市町、関係機関等とも連携し、課題の把握に努めるとともに、さまざまな人権に関わる課題を解決していくため、第四次行動プランに基づき人権施策の着実な推進に努めていきます。また、新型コロナウイルス感染症対策として、個別の人権課題に対応した取組を実施していきます。

3 今後の取組方向

年次報告書は、県のホームページにおいて公表するとともに、冊子を市町や国等関係機関に配付し、情報共有を図ります。

これらの取組の成果と課題をふまえ、市町等をはじめ、県民の皆さん、NPO・団体、企業等さまざまな主体と連携、協力しながら、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発をはじめとする取組を推進します。

5 令和3〔2021〕年版 三重県男女共同参画年次報告書について

「三重県男女共同参画推進条例」（平成13年1月施行）第12条の規定に基づき、「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」（計画期間：平成29年度～令和2年度）に掲げる各施策の令和2年度の実施状況について、年次報告書として取りまとめました。

1 年次報告書の構成について

年次報告書は、次の項目により構成しています。

- ①県の自己評価（令和3年版成果レポートのうち施策212）
- ②県の男女共同参画推進の体系
- ③三重県における男女共同参画の現状
- ④第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）に基づく令和2〔2020〕年度事業実施概要
- ⑤資料（目標値、参考データ、県内外の主な動き等）

2 主な取組状況等

I 職業生活における女性活躍の推進

○雇用等における女性活躍の推進

- ・UN Women（国連女性機関）が展開する「HeForShe」（女性の地位向上に男性の参加を呼びかける社会連帯運動）の趣旨の浸透を図るため、社内の「仕組み」を変えることで「行動」が変わり女性の活躍につながった取組事例を公募・顕彰する「チェンジ・デザイン・アワード2021」を実施しました。
- ・県内の中小・小規模企業等を対象に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するため、セミナーの開催や女性活躍推進アドバイザーの派遣を実施しました。
- ・「女性の活躍推進三重県会議」の会員数は526団体、一般事業主行動計画等の策定団体数は575団体となり（いずれも令和2年度末）、女性活躍推進の気運を高めることができました。
- ・雇用経済部の「三重県内事業所労働条件等実態調査」では、多様な就労形態を導入している事業所、女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つ事業所の割合は、いずれも年々増加傾向にあります。

【課題】女性活躍推進法の理念である、自らの意思によって働きまたは働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会の実現に向け、長時間労働を前提とした働き方の改革、女性の職域拡大や管理職の増加、男性の子育てへの参画をさらに推進していく必要があります。

Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備

○政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- ・県と市町の審議会等における女性委員の割合は、令和元年度の28.1%（県31.9%、市町27.6%）に対して、令和2年度は28.0%（県32.0%、市町27.4%）と0.1ポイント減少しました。
- ・県の審議会等において、女性委員の割合が委員総数の40%以上60%以下となる構成をめざし、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、各部局へ働きかけを行いました。

【課題】特に女性の割合が低い分野において、人材の育成・発掘に一層力を入れて取り組むとともに、女性の意見を反映していく必要性を社会全体で共有できるよう、啓発等を推進していくことが必要です。

○男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- ・令和2年度の県eモニター調査では、「男は仕事、女は家庭」の考え方に同感（賛成）する割合は前年度比4.0ポイント減の19.7%と改善されているものの、性別による固定的役割分担意識は依然残っています。また、社会において男性が優遇されていると感じる割合は前年度比1.0ポイント増の68.3%と、男性優遇感が高くなっています。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、職員が団体等に出向いて講演する「フレンテトーク」（年47回）を行うとともに、市町と連携し、県内各地で「三重県内男女共同参画連携映画祭2020」（3回）を開催し、啓発に取り組みました。

【課題】固定的役割分担意識の解消や、男女共同参画の一層の普及・啓発をめざし、引き続き、市町や関係団体、企業等と連携し、取組を進めていく必要があります。

Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境の実現

○家庭・地域における男女共同参画の推進、生活の支援

- ・県内における女性自治会長の割合は、平成19年度の2.0%から増加傾向にあり、令和2年度は4.9%となりましたが、まだまだ低い水準です。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男性への男女共同参画についての理解を促す講座や、これからの男女共同参画推進に必要な人材を育成し、あらゆる意思決定の場への女性の参画を促すための講座を開催しました。
- ・性の多様性について社会の理解を広げていくため、令和3年3月に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を制定しました。

【課題】人口減少や少子高齢化が加速する中で、地域の活力を維持するためには、多様な地域課題に対して、性別等に関わらず一人ひとりが対等な立場で参画していくことが求められるため、効果的な働きかけを行っていく必要があります。

○男女共同参画を阻害する暴力等への取組

- ・県内におけるDV相談件数は、令和元年度の2,003件から、令和2年度は2,587件と大幅に増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響による被害の深刻化などが懸念されます。県の「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」（令和元年度）では、DVの被害を受けた時に「相談・連絡しなかった、できなかった」の割合が55.3%と最も高くなっています。
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、女性への暴力防止のシンボルカラーを用いた「パープル・ライトアップ」を実施するとともに、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。
- ・性犯罪・性暴力の被害者のための総合的なワンストップ支援センターである「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談件数は、令和元年度の331件から令和2年度は623件となり、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、大幅に増加しています。

【課題】DVや性犯罪・性暴力をはじめとするあらゆる暴力等を許さない社会づくりに向けた啓発に取り組むとともに、被害を潜在化させず、被害者が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携しながら、相談窓口の周知等を引き続き進める必要があります。

3 今後の主な取組

I 職業生活における女性活躍の推進

- ・企業や団体等に「女性の活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを継続するとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等の策定支援および策定後のフォローアップに取り組めます。また、UN Women（国連女性機関）と連携し、女性の地位向上に向けたトップおよび男性の行動改革にも取り組めます。

II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

- ・県の審議会等のうち、女性の割合が低い分野や委員の改選を迎えるものについて、女性人材に関する情報を積極的に伝達し協議するなど、女性委員の選任を働きかけていきます。また、市町に対しては、こうした県の取組について情報提供を行うなど、審議会等における女性委員の選任がより進むよう働きかけを行います。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民のニーズに合わせた講座の実施や「フレンテトーク」を継続し、市町等とも緊密に協力しながら、より効果的な意識啓発を推進していきます。

III 男女が安心して暮らせる環境の実現

- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男性の家庭・地域・職場での実践につながる講座や、女性の社会参画や意思決定の場への参画を促す講座を開催し、家庭や地域での行動変容に引き続き取り組めます。

- ・性の多様性に関する理解を広げるため、社会全体で取り組んでいくことが重要であり、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、啓発等の取組や当事者等への支援を充実していきます。
- ・DV等の暴力を許さない意識の醸成に向けて、警察、市町、関係機関・団体等と連携し啓発等を継続して実施するとともに、相談窓口の周知・広報に取り組みます。さらに、性犯罪・性暴力被害者が安心して相談や必要な支援を受けられるよう、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の一層の周知を図るとともに、関係機関との連携をさらに進めていきます。

第二期実施計画（改訂版）における基本施策の指標一覧

Ⅰ 職業生活における女性活躍の推進

Ⅰ－Ⅰ 雇用等における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和２年度）
◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計）	（令和２年度） ５７５団体	５００団体

Ⅰ－Ⅱ 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和２年度）
女性委員が任命されている農業委員会の割合	（令和２年度） ８６．２％	１００％

Ⅰ－Ⅲ 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和２年度）
◎保育所の待機児童数	（令和２年度） ８１人	０人

Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備

Ⅱ－Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和２年度）
◎県・市町の審議会等における女性委員の割合	（令和２年度） ２８．０％	３０．０％

Ⅱ－Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和２年度）
◎あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	（令和２年度） ６３．４％（注）	４９．４％

（注）令和元年度分までは「みえ県民意識調査」の結果を現状値としていましたが、同調査において本項目に関する設問がなくなったため、令和２年度分の現状値は県IT広聴事業（e-モニター）アンケート調査の結果としています。（参考：令和元年度 ３７．８％）

Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境の実現

Ⅲ－Ⅰ 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和２年度）
自治会長の女性割合	（令和２年度） ４．９％	５．２％

Ⅲ－Ⅱ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本施策の指標	現状値	目標値（令和２年度）
◎健康寿命	（令和元年） 男性 ７８．８歳 女性 ８１．５歳	（令和元年） 男性 ７８．６歳 女性 ８１．１歳

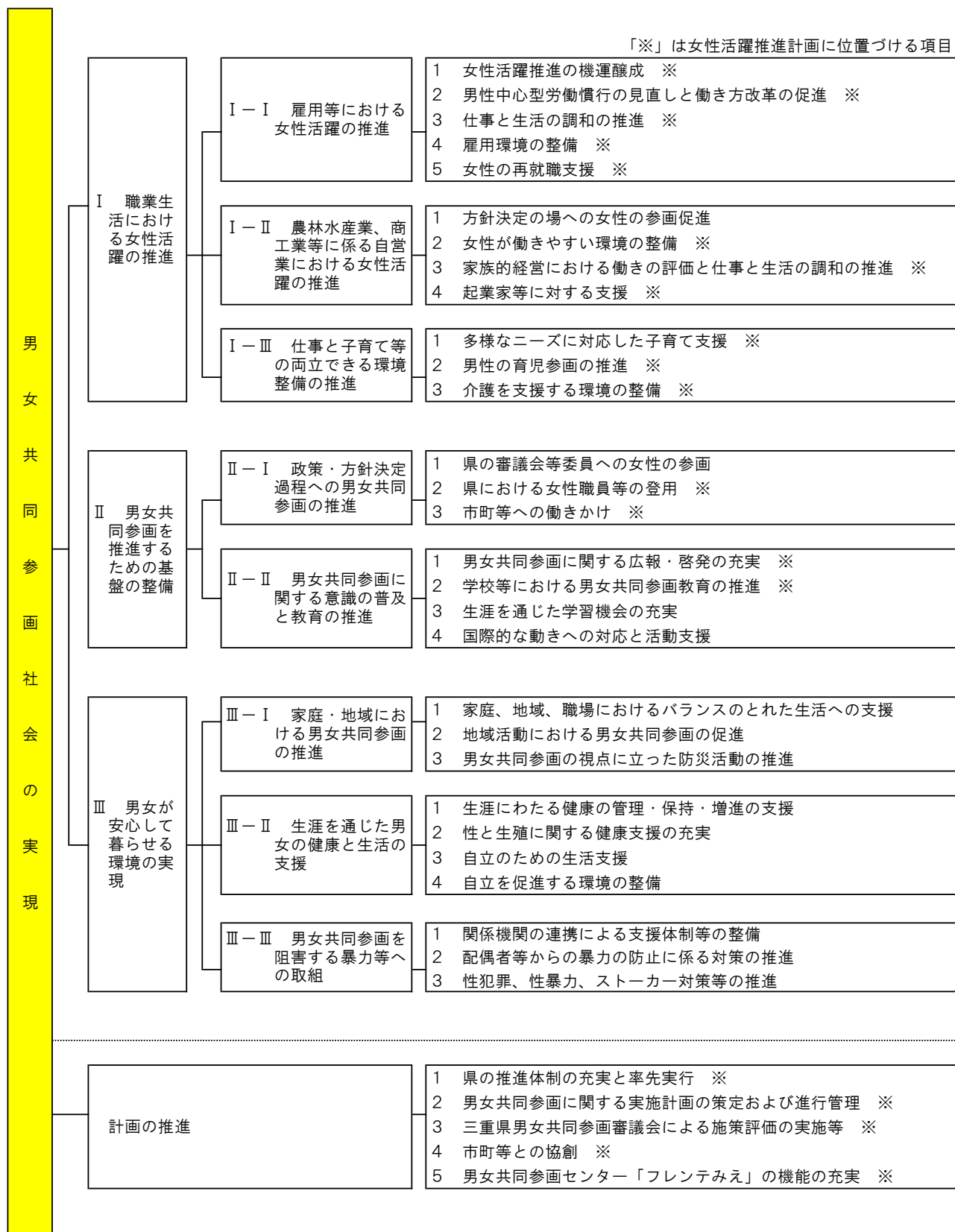
Ⅲ－Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	現状値	目標値（令和２年度）
◎性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）	（令和２年度） ４９団体	６１団体

◎は「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」における目標項目

第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）の体系〔平成29（2017）年度～令和2（2020）年度〕

（目標） （基本方向） （基本施策） （施策の方向）



6 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告書について

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（平成25年7月施行）第6条第4項の規定に基づき、「第2次飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（計画期間：平成28年度～令和2年度）（以下「基本計画」という。）に掲げる各施策の令和2年度の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 年次報告書の構成

- (1) 基本計画の概要
- (2) 三重県の飲酒運転の現状
- (3) 令和2年度の数値目標達成状況と課題
- (4) 基本計画に基づく令和2年度の取組と課題
- (5) 今後の取組方向
- (6) 基本計画に基づく令和2年度の具体的な取組状況

2 数値目標の達成状況

目標項目	目標値	実績値	目標達成状況
飲酒運転人身事故件数	18件	37件	0.49
ハンドルキーパー推進店等の指定	10,400店	8,920店	0.86
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育実施率	100%	100%	1.00
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率	100%	100%	1.00
飲酒運転違反者の受診率	50%	51.2%	1.00

※詳細は別表参照

3 年次報告書の概要（基本計画に定める4つの基本方針への取組）

(1) 規範意識の定着

① 飲酒運転防止のための取組

「三重県交通安全県民運動実施要綱」の重点目標の一つに「飲酒運転等の根絶」を掲げ、関係機関・団体と連携し、広報啓発活動、飲酒運転違反取締り、ハンドルキーパー運動の普及などに取り組みました。また、関係機関・団体においては、それぞれの事業の内容に応じ、飲酒運転根絶に向けた取組を主体的に推進しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、予定した啓発イベント等が中止となる中、新たな情報発信の方法として、秋の全国交通安全運動時に啓発メッセージ動画を制作して動画配信サイト「YouTube」で配信し、啓発を行いました。

【課題】

飲酒運転による人身事故は条例施行後、減少傾向にありますが、飲酒運転を根絶するには、さらなる飲酒運転防止意識の高揚を図る必要があることから、引き続き関係機関・団体と連携し、取組を推進していく必要があります。

② 教育機関等による教育

県教育委員会では、教職員を対象とする研修会において、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えるとともに、各学校では保健の学習等において指導教育を行いました。

交通安全教育実施機関では、受講者の年齢に応じた研修等を実施しました。

運転免許講習等実施機関では、各種講習で飲酒運転防止教育を実施しました。

【課題】

飲酒運転の根絶をめざすためには、幼少期から発達段階に応じた交通安全教育を実施し、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性・危険性について理解させることで規範意識を定着していく必要があります。

(2) 飲酒運転の再発防止

① 飲酒運転の再発防止のための措置

県に設置している「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」（以下「相談窓口」という。）では、令和2年度中に101件の相談を受理し、専門の相談員が、飲酒運転違反者やその家族等からの相談に対して適切な助言指導を行う等、アルコール依存症に関する受診率の向上に努めました。

警察本部では、運転免許取消処分者講習および停止処分者講習において、飲酒運転の再発防止のための運転者教育を推進しました。

また、講習実施機関の講習指導員に対し研修を行い、飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

【課題】

飲酒運転の再発防止には、違反者本人が「二度としない」という強い自覚を持つことと、家族や周囲の協力を得て飲酒運転を未然に防止する環境を整えていくことが必要です。

② 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いがある者への対策

県では、飲酒運転違反者に対して、指定医療機関などを記載した書面を添付して、毎月受診義務の通知をするとともに、相談窓口において飲酒運転違反者やその家族からの相談に対して適切な助言指導を行い、受診率の向上に努めています。令和2年度は、受診通知381件に対する受診報告数が151件、勧告通知244件に対する受診報告数が44件で合計受診率が51.2%となり、令和2年度の数値目標である「50%」を達成することができました。

また、専門的な検査を行う医療機関を33機関指定し、受診しやすい環境づくりにも努めました。

警察本部では、運転免許更新時等に受理する質問票の記載内容に基づき、医療機関での受診を推奨する助言を行ったほか、運転免許停止処分者に対する免許証返還時の受診促進や、取消処分者講習受講者に対するアルコール・スクリーニングテスト実施等の飲酒運転防止対策を行いました。

公益社団法人三重断酒新生会では、県内各地に酒害相談員を配置し、「アルコール依存症及び飲酒運転」に関する電話相談を行いました。

【課題】

令和元年に実施した「指定医療機関で受診した飲酒運転違反者の状況調査」の結果から、受診した飲酒運転違反者の67%にアルコール依存症またはその疑いがあることが明らかになったことから、早期受診を促し、治療につなげることでアルコール依存症等からの回復を図ることが再発防止に効果が高いと考えられるため、受診義務通知の発出とともに飲酒運転違反者やその家族等からの相談への対応により早期受診・治療につなげるとともに、受診率のさらなる向上に向け、条例の趣旨やアルコール依存症に関する正しい知識の普及、受診しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

4 今後の取組方向

(1) 規範意識の定着

① 飲酒運転防止のための取組

四季の交通安全運動、飲酒運転^{ゼロ}をめざす啓発事業における啓発のほか、新型コロナウイルス感染症対策をふまえ、メディア等を活用した広報啓発活動を積極的に推進していきます。

また、「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」で新たに目標に掲げた企業等における飲酒運転防止に向けた教育等を促進します。

② 教育機関等による教育

教育機関等に対しては、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性・危険性について正しい知識の習得が行われるよう、継続して働きかけを行っていきます。

(2) 飲酒運転の再発防止

① 飲酒運転再発防止のための措置

相談窓口への相談に対し、受診義務の履行を促すほか、飲酒運転防止意識の醸成・定着に向け、適切な助言指導に取り組んでいきます。

講習実施機関の指導員に対し、適切な講習・指導が行われるよう働きかけを行っていきます。

② 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

アルコール依存症の早期発見のため、アルコール依存症の正しい知識の普及を図るとともに、家族等周囲の者が適切に対応できるよう対応方法や各種相談窓口の周知に努めていきます。

相談窓口において受診義務の履行を促すほか、保健所等においてアルコール依存症に関する相談を受理した場合には、アルコール専門医療機関と連携して支援を行い、早期治療につなげていくとともに、「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に新たに盛り込んだ、受診勧告後40日を経過しても受診報告がない飲酒運転違反者には再勧告を発出することとし、受診率のさらなる向上に努めます。

また、指定医療機関の拡大を図るとともに、関係機関・団体と連携し、アルコール健康障害やアルコール関連問題の知識の普及・啓発と理解の促進に努めていきます。

このほか、「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、警察本部、市町、医療機関、行政機関との連携を図り、総合的かつ計画的に取組を進めていきます。

(別表) 数値目標の達成状況**(1) 飲酒運転人身事故件数**

(単位：件)

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
目標値		53	43	38	33	28	23	18
実績値	63	55	44	36	34	42	36	37
達成状況		0.96	0.98	1.00	0.97	0.67	0.64	0.49

(2) ハンドルキーパー推進店等の指定

(単位：店(事業所))

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目標値		3,900	5,400	6,400	7,400	8,400	9,400	10,400
実績値	2,400	4,246	5,181	5,628	6,558	7,426	8,296	8,920
達成状況		1.00	0.96	0.88	0.89	0.88	0.88	0.86

(3) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育実施率

(単位：%)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目標値		100	100	100	100	100	100	100
実績値		100	100	100	100	100	100	100
達成状況		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

(4) 飲酒運転防止に係る交通安全教育実施率(教科または特別活動等)

(単位：%)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目標値		100	100	100	100	100	100	100
実績値		100	100	100	100	100	100	100
達成状況		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

(5) 飲酒運転違反者の受診率

(単位：%)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目標値				46	47	48	49	50
実績値		45.2	43.7	37.8	42.0	46.8	47.3	51.2
達成状況				0.82	0.89	0.98	0.97	1.00

7 産業廃棄物税制度の検証について

1 趣旨

循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策の財源確保を目的としつつ、産業廃棄物を資源として有効活用し最終処分量を削減する誘因として機能するような仕組みとして、平成 13 年 6 月に三重県産業廃棄物税条例（平成 13 年三重県条例第 51 号）を制定しました。

本制度については、平成 14 年 4 月の条例施行後、5 年ごとに制度の検証を行ってきました。現在、検証を進めており、今後、これまでの成果や課題等をふまえ、必要な見直しを行います。

2 税制度の概要

(1) 課税対象

三重県内に設置されている産業廃棄物の最終処分場へ搬入する重量または中間処理施設へ搬入する産業廃棄物の重量に一定の処理係数を乗じた後の重量（課税標準）1 トンにつき 1,000 円が課税されます。（別紙資料）

ただし、以下の①、②に該当する場合、課税免除となります。

- ① 再生施設（申請に基づき再生率が 0.9 以上であることを認定した施設およびがれき類を破砕する施設）に産業廃棄物の搬入を行った場合
- ② 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間（課税期間）での事業所における課税対象となる重量の合計（課税標準量）が 1,000 トン未満の場合

(2) 産業廃棄物税の収支等の推移

収支については、平成 28 年度以降は概ね 4～5 億円前後で推移し、使途事業については 2～3 億円程度が続いています。産業廃棄物税分の環境保全基金への積立額は、約 20 億円（令和 2 年度末）となります。

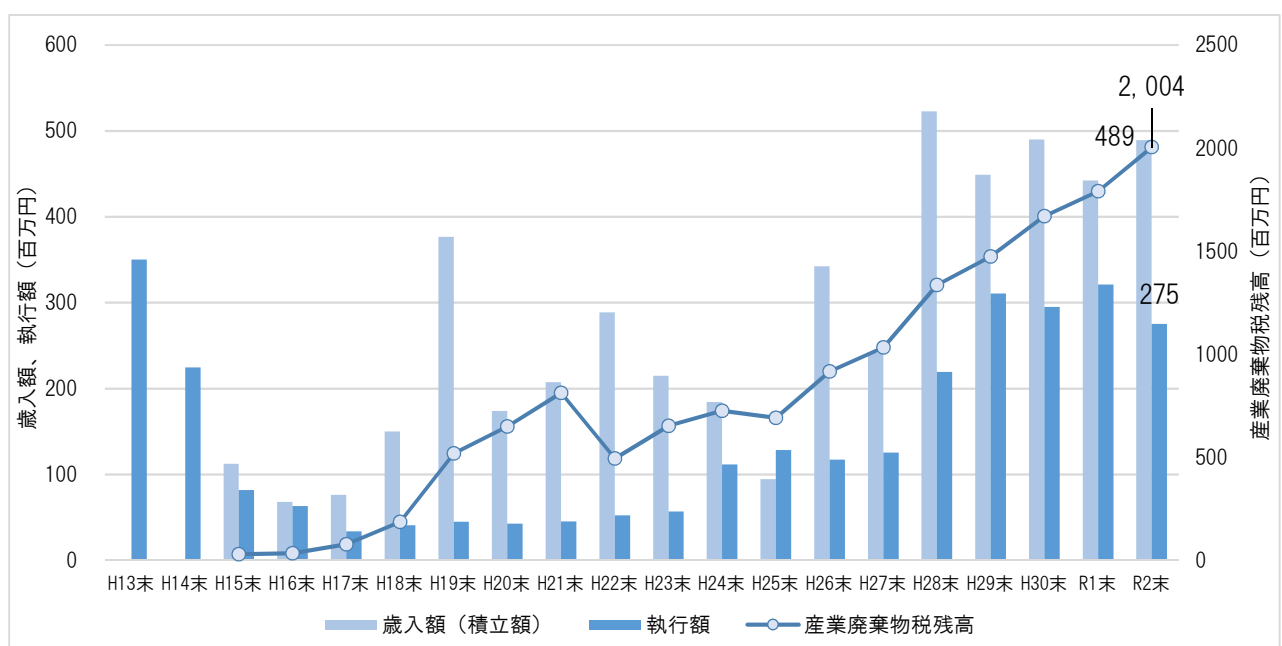


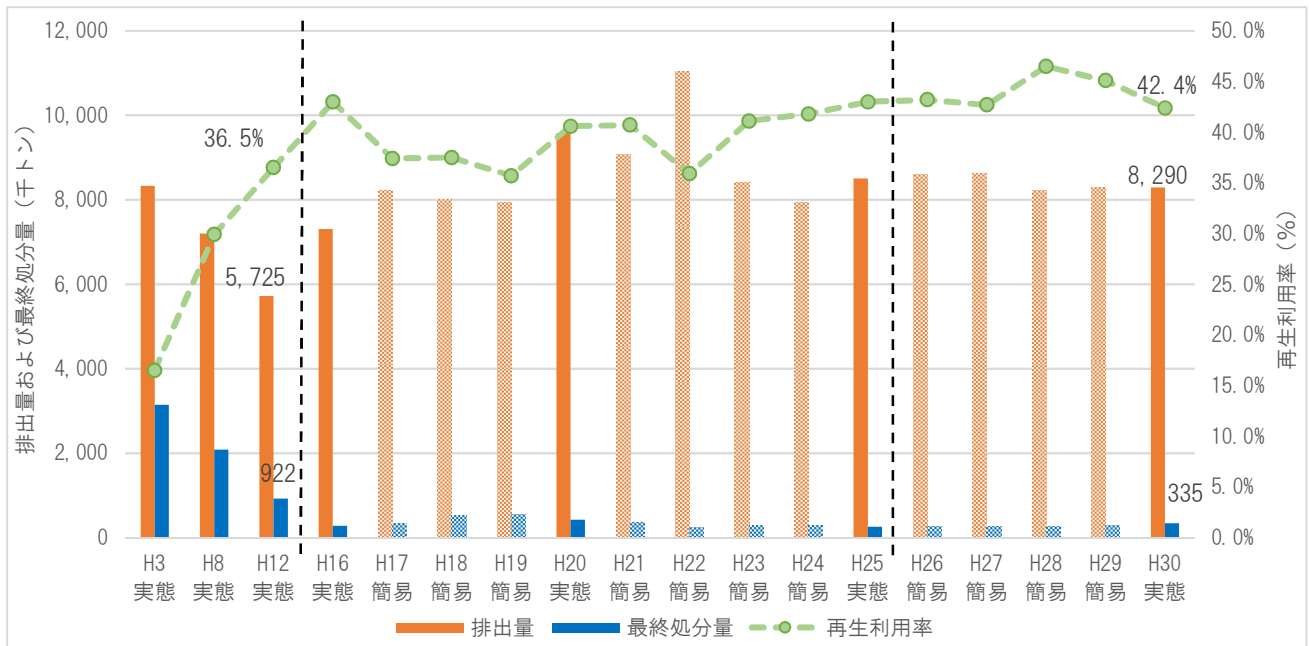
図 1 産業廃棄物税の収支及び積立残高の推移

3 これまでの産業廃棄物の処理状況と成果

(1) 発生抑制および再生の推進

産業廃棄物税制度の導入前（平成 12 年頃）は、県内企業の排出抑制や再生等への取組を促進することが課題となっていました。

本制度導入後は、産業廃棄物の排出量は社会経済情勢の影響により変動し減少はみられないものの、再生利用率は向上（平成 12 年度の 36.5%が平成 30 年は 42.4%）し、最終処分量は削減（平成 12 年度の 922 千トンが平成 30 年度は 335 千トン）されました。



※平成 3～12 年度の排出量及び再生利用率は、調査方法が異なるため、今回の検証にあたり改めて推計

図 2 産業廃棄物の排出量等の推移

しかし、直近（平成 26 年度から平成 30 年度）は、排出量（平均 8,405 千トン）、再生利用率（平均 44.0%）、最終処分量（平均 284 千トン）のいずれも横ばいで推移しています。

このことから、本制度導入等により、再生利用の促進、最終処分量の削減について一定の効果を発揮し、直近の 5 年間は、その効果を維持している状況にあると考えられます。

(2) 適正処理の推進

本制度の導入前に喫緊の課題となっていた産業基盤である管理型最終処分場の円滑な確保については、施設の新増設と最終処分量の減少により、管理型最終処分場の残余年数は約 3 年から約 12 年に延長され、特に直近の 5 年間は 10 年以上を維持している状況です。

表 1 産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量

	H12 年度	H16 年度	H20 年度	H25 年度	H30 年度
産業廃棄物管理型最終処分場残余容量 (千m ³)	850	1,394	670	1,857	3,347
残余年数	2.5	13	3.1	11	12

一方、県内処理業者への委託処理量は、229万トン（平成16年度）から405万トン（平成30年度）と大幅に増加（76.8%増）しています。

また、不法投棄について、10トン以上の不法投棄件数は、本制度導入後の最大27件（平成15年度）から5件以下まで減少（平成21年度から平成26年度）しましたが、直近5年間は6件から13件で推移しています。不法投棄に占める建設系廃棄物の割合は件数で約7割、重量で約9割と高い状況です。

このことから、本制度導入等により、管理型最終処分場の残余容量は確保されていますが、不法投棄は後を絶たない状況です。

4 課税方法の検討

課税対象、課税標準、税率、免税点、徴収方法については、現行制度により適切に申告納付がなされ、条例施行から20年が経過し制度が定着していることから、現行制度を継続する方向で、関係団体等を通じた意見聴取などにより検証を進めていきます。

5 資源循環に関する社会情勢の変化

循環型社会形成推進基本法（平成12年6月施行）に基づき策定された第四次循環型社会形成基本計画（平成30年6月）では、「質」に着目した循環型社会形成を重視しつつ、さらに環境・経済・社会の3側面の統合的な向上を目指すことが示されました。また、食品ロス削減推進法が令和元年10月に施行され、プラスチック資源循環促進法も令和4年度中に施行される予定となっており、資源循環に対する社会的要請が高まっています。

適正処理については、平成30年4月施行の改正廃棄物処理法により規制が強化され、本県においても、令和2年10月施行の改正三重県産業廃棄物条例により建設系廃棄物対策の強化等を行いました。

また、カーボンニュートラルの実現のため改正地球温暖化対策推進法が令和3年6月に施行され、資源循環の分野においても脱炭素化に向けた施策の重要性が高まっています。

6 税制度の課題と見直しの方向

（1）条例に係る課題と見直しの方向

ア 資源循環の質の向上

これまで発生抑制等の取組を進めてきましたが、社会情勢の変化や処理技術の進展をふまえ、高度なりサイクル等さらなる資源の有効な活用を進める必要があることから、条文の課税根拠（条例第1条）において、条例の目的が明確になるよう検討します。

イ 再生の推進

課税免除の対象施設となっている再生施設は、処理業者からの申請に基づき認定する施設と、申請が不要ながれき類の破碎施設があります。今後は、再生利用が一層進むよう、現状の施設の普及や処理の状況をふまえ、申請が不要な施設について、対象施設の拡大を検討します（条例第8条）。

ウ 減量の推進

中間処理施設については、減量化を考慮した3区分の処理係数が定められています。今後は、減量化が一層進むよう、処理の状況をふまえ、減量化が認められる処理施設について、新たな施設区分と処理係数の追加を検討します（条例第7条）。

表2 中間処理施設の処理係数

施設の区分	処理係数
一 焼却施設または脱水施設	0.10
二 乾燥施設または中和施設	0.30
三 油水分離施設	0.20
四 前三項に掲げる施設以外の中間処理施設	1.00

エ 再生可能エネルギーの回収

バイオマスから再生可能エネルギーを回収する施設は、資源を有効に活用し脱炭素にも資することから、普及を促進するため、再生施設と同等に課税免除の対象施設となるよう検討します（条例第8条）。

(2) 使途事業

これまで、発生抑制および再生の推進については発生抑制等のための補助金や食品廃棄物の飼料化・堆肥化等に、適正処理の推進については電子マニフェストの活用促進や不法投棄等の未然防止・早期発見の推進等に活用してきました。

今回の検証を通じて、さらなる資源の有効活用を推進するため、新たな取組であるプラスチック対策、食品ロス対策、循環関連産業の振興による3R+Renewable（再生可能資源への代替）や資源循環に係る地球温暖化対策等の施策を検討します。

また、県内での産業廃棄物の処理量が増大し、建設系廃棄物を中心とした不法投棄等が後を絶たない状況にあることから、中間処理等で発生する大気汚染や温室効果ガスなどの環境負荷低減に資する設備導入等の促進や監視・指導の強化を検討します。

7 今後のスケジュール（案）

今後、県内の排出事業者（納税者）、産業廃棄物処理業者、学識者、商工団体等産業界などの意見を聞きながら、課税方法等も含めた検証を行い、条例の必要な見直しを検討します。

令和3年度	11月	関係団体等の意見聴取
	12月	常任委員会（検証案）
	1月～3月	パブリックコメント等
	3月	常任委員会（パブリックコメントの結果等）
令和4年度	6月	改正条例案提出
令和5年度	4月	改正条例施行

産業廃棄物税条例の概要

項 目	概 要
1 課税の根拠 (第1条)	地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物税を課する。
2 納税義務者 (第4条)	産業廃棄物を排出する事業者（県内・県外を問わず）
3 課税対象 (第4条)	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入 中間処理施設：中間処理業者が設置する県内の産業廃棄物処理施設 最終処分場：産業廃棄物を埋立処分するための県内の産業廃棄物処理施設
4 課税標準 (第7条、 第8条)	①最終処分場への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量に一定の処理係数（産業廃棄物の処理施設ごとの減量化を考慮した係数）を乗じて得た重量 ③再生施設への搬入の場合：課税免除 ※再生施設：次のいずれかの中間処理施設（施行規則第7条） ○中間処理業者の申出に基づき、再生率が0.9以上であることを知事が認定した施設 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再生率 $A = B \div (B + C)$ B：売り渡した再生品の重量等 C：排出された産業廃棄物の重量</div> ○がれき類を破砕する施設
5 税率 (第9条)	1トンにつき1,000円
6 免税点 (第10条)	4月1日から翌年3月31日までの間(「課税期間」)における課税標準量が1,000トンに満たない場合には産業廃棄物税を課さない。 *中小企業や地場産業対策から多量排出者のみ対象としている。
7 徴収方法 (第11条、 第12条)	申告納付（課税期間終了から7月末まで）
8 使途 (第19条)	産業廃棄物税額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てる。
9 施行期日 (附則第1項)	平成14年4月1日施行。
10 検討 (附則第3項)	この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(注) 令和3年4月現在、産業廃棄物に係る税条例を施行している自治体は三重県を含めて

28団体となっており、近隣府県では、愛知県、滋賀県、奈良県、京都府が施行しています。

産業廃棄物税の納税額および納税者数の推移

	納税額	納税者数		
		県内	県外	
H15年度	132,534千円	41者	27者	14者
H16年度	95,224千円	33者	20者	13者
H17年度	90,436千円	36者	18者	18者
H18年度	245,982千円	42者	18者	24者
H19年度	354,618千円	51者	20者	31者
H20年度	164,417千円	42者	22者	20者
H21年度	246,509千円	56者	27者	29者
H22年度	182,523千円	43者	21者	22者
H23年度	223,201千円	39者	15者	24者
H24年度	153,701千円	36者	14者	22者
H25年度	160,651千円	45者	11者	34者
H26年度	292,124千円	57者	12者	45者
H27年度	295,901千円	64者	13者	51者
H28年度	531,037千円	91者	23者	68者
H29年度	457,301千円	87者	21者	66者
H30年度	500,925千円	90者	22者	68者
R元年度	446,161千円	99者	19者	80者
R2年度（見込み）	557,410千円	118者	24者	94者
R3年度（見込み）	429,000千円	—	—	—

（注）令和2年度は決算見込み、令和3年度は当初予算の数値

8 RDF焼却・発電事業の総括（骨子）について

1 経緯

「RDF焼却・発電事業のこれまでの総括」については、平成27年4月にRDF貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償請求訴訟が終結したことを節目ととらえ、平成28年3月に開催された防災県土整備企業常任委員会において報告されており、事業の終了に向けて、環境政策の視点を含めた事業全体の総括を行うこととしています。

RDF焼却・発電施設については、令和元年9月に運転を終了しており、現在、令和4年度中の施設撤去に向けて工事が行われているところです。

2 検討状況

現在、関係市町等への意見聴取を行っているところであり、本年度（令和3年度）末までの中間報告の取りまとめに向けて、関係部局と連携して進めています。

3 総括（中間報告）の骨子

中間報告の骨子（案）は、別紙のとおりです。

4 環境政策の視点について

(1) RDF化構想のねらいであった、次の観点について検証を行います。

(ア) 未利用エネルギーの有効活用

RDF焼却・発電事業におけるごみ処理量と発電によるエネルギー回収量について検証します。

また、RDF化から発電に至るまでのエネルギー収支について検証します。

(イ) ダイオキシン類の削減

RDF化を選択した自治体のダイオキシン類の排出量について、RDF化前後の比較等を行います。

(ウ) 環境負荷の低減

ばいじん等の排出濃度等について、RDF化前後の環境負荷の変化を検証します。

また、温室効果ガスである二酸化炭素について、RDF化から発電に至るまでの排出量とRDF発電による削減量から検証します。

(エ) 廃棄物処理施設の立地対策

RDF化施設が、ごみ処理施設の立地地域の調整に果たした役割について検証します。

(オ) 資源循環型社会の構築

RDF化処理の導入により、市町等のごみ資源化率（リサイクル率）が、どのように変遷したのかを検証します。

(2) 市町村がRDF化構想へ参画するか否かの判断材料とするため、平成6年度に実施した「ごみ燃料化システム導入調査」による、建設費や維持管理費について検証します。

5 今後のスケジュール（案）

【令和3年度】

令和3年7月～11月 関係市町等へ意見の聴き取り
12月 常任委員会（中間報告の原案の説明）

令和4年3月 常任委員会（中間報告案の説明）

【令和4年度】

令和5年3月 常任委員会（最終報告案の説明）

※「環境生活農林水産常任委員会」および「防災県土整備企業常任委員会」に説明

中間報告の骨子（案）

第1章 RDF焼却・発電事業の概要

RDF化構想の概要、三重ごみ固形燃料発電所の概要、市町のRDF化施設の概要、RDF焼却・発電事業の主な実績などを記載します。

第2章 RDF焼却・発電事業の経緯

1 事業構築

・RDF化構想の構築の経緯を記載します。

2 RDF発電所の整備

・事業用地の取得から発電所建設まで施設整備の経緯を記載します。

3 処理委託料の推移

・RDFは有料買取、もしくは処理費用は無料との説明から、処理委託料を徴収することになった経緯や処理委託料の推移を記載します。

4 事業期間の決定

・事業期間に係る市町との協議の経緯を記載します。

5 RDF焼却・発電の終了

・RDF焼却・発電事業の終了に向けた取組を記載します。

第3章 RDF焼却・発電事業の検証

1 環境政策面からの検証

・RDF化構想のねらいであった ①未利用エネルギーの有効活用 ②ダイオキシン類の削減 ③環境負荷の低減 ④廃棄物処理施設の立地対策 ⑤資源循環型社会の構築の視点に加えて、RDF導入調査として行った建設費や維持管理費について検証を行います。

2 事業経営面からの検証

・事業収支および累積欠損金の推移とその要因について検証を行います。

3 事業構築面からの検証

・①県（企業庁）が一般廃棄物処理の事業主体となったこと ②構想段階における経営見通し ③関係市町との合意形成 などの視点から検証を行います。

第4章 RDF貯蔵槽爆発事故の発生と対応

1 爆発事故の発生とその後の経緯

・爆発事故の発生とその後の対応について記載します。

2 事故の要因

・裁判の判決で示された事故の要因（①RDF貯蔵槽の設計不備 ②RDFの性状不良 ③RDFの大量保管 ④第1次火災事故後の再発防止の取組が不十分であったこと）について記載します。

3 検証

・爆発事故を未然に防ぐことができなかった要因について検証を行います。

4 貯蔵槽爆発事故後の対応

・爆発事故後の体制の拡充や安全対策について記載します。

5 損害賠償請求訴訟等

・爆発事故関連訴訟の結果について記載します。

第5章 事業の総括

検証の結果をふまえた総括を記載します。

9 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 趣旨

令和2年度において、環境生活部が所管する公の施設のうち、指定管理者に管理を行わせた施設は次の7施設です。

これらの施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、令和2年度の管理状況を報告します。

また、令和2年度をもって指定期間が終了した「三重県環境学習情報センター」、「三重県交通安全研修センター」については、同要綱に基づき、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果（全期間評価）をあわせて報告します。

2 施設の概要および報告内容

施設の名称	所在地	指定管理者	指定の期間	報告内容
(1) ・三重県総合文化センター(三重県立図書館を含む) ・三重県総合博物館 ・三重県立美術館	・津市一身田上津部田 1234番地 ・津市一身田上津部田 3060番地 ・津市大谷町 11番地	公益財団法人三重県文化振興事業団	令和2年4月1日～令和7年3月31日 (5年間)【5期目】 〔県立図書館、総合博物館、県立美術館については一部業務〕	・令和2年度管理状況報告
(2) 三重県環境学習情報センター	四日市市桜町 3684-11	アクティオ株式会社	平成 28 年4月1日～令和3年3月31日 (5年間)【3期目】	・令和2年度管理状況報告 ・全期間評価
(3) みえ県民交流センター	津市羽所町 700番地 アスト津3階	特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター	平成 29 年4月1日～令和4年3月31日 (5年間)【3期目】	・令和2年度管理状況報告
(4) 三重県交通安全研修センター	津市垂水 2566番地	一般財団法人三重県交通安全協会	平成 28 年4月1日～令和3年3月31日 (5年間)【5期目】	・令和2年度管理状況報告 ・全期間評価

※報告内容の詳細は次ページ以降を参照

(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和2年度分）

< 県の評価等 >

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称および所在	三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む） （津市一身田上津部田 1234 番地） 三重県総合博物館（津市一身田上津部田 3060 番地） 三重県立美術館（津市大谷町 11 番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 雲井 敬 （津市一身田上津部田 1234 番地）
指定の期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化交流ゾーンに係る広報等の業務 2 三重県総合文化センターの管理運営および施設貸出サービス 3 文化会館が提供する各種サービス （音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等） 4 生涯学習センターが提供する各種サービス （生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等） 5 男女共同参画センターが提供する各種サービス （男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等） 6 三重県総合文化センターPR事業等 7 三重県立図書館の施設および設備の維持管理等に関する業務 8 三重県総合博物館の施設および設備の維持管理等に関する業務 9 三重県立美術館の施設および設備の維持管理等に関する業務 10 三重県立美術館の施設貸出サービス

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R元	R2	R元	R2	
1 管理業務の実施状況	A	A			サービスや経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めており、総合文化センター事業の着実な実施や施設・設備の的確な維持管理を行っている。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けることとなったが、自ら作成した「消毒マニュアル」による徹底した施設・設備の消毒作業の実施など、安全・安心な施設の運営に努めている。
2 施設の利用状況	A	B			新型コロナウイルス感染症の影響による休館や事業の中止・延期などの影響から総合文化センター貸施設利用率は 49.6%（目標 80.0%）、来館者数は 160,392 人（目標 737,000 人）、県立美術館貸施設（県民ギャラリー）利用率は 18.9%（目標 70.0%）と目標を下回った。 一方で、貸館利用者に向けた新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインの整備、貸館利用者向け情報配信サービスの開始等、利用者のニーズを把握した対応に努めた。施設利用者（催事の主催者）とのきめ細かな事前ミーティングや、感染症対策の取組を実施しており、施設利用者の満足度は 88.2%と目標の 83.0%を上回っている。

<p>3 成果目標およびその実績</p>	<p>A</p>	<p>B</p>		<p>新型コロナウイルス感染症拡大による来館者数の減少、イベント自粛などの影響を大きく受け、成果目標 12 項目中 6 項目での目標達成となったが、総合文化センター来館者満足度は、90.3%（目標 90.0%）、総合文化センター貸施設利用者満足度は 88.2%（目標 83.0%）となるなど、施設利用者や事業参加者の満足度に関してはすべて目標値を上回った。</p> <p>また、イベントへの参加人数が制限される中で、少人数でコンサートや演劇を楽しめるマイベストシリーズの立ち上げや、休館していた期間中には WEB コンテンツ「お家で楽しもうシリーズ」を企画するなど、コロナ禍においても積極的に文化に触れる機会の提供に取り組んだ。</p>
----------------------	----------	----------	--	--

※「評価の項目」の県の評価：

「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総括的な評価</p>	<p>(1) 成果目標に対する達成度 サービスの向上を図りながら、センターの各施設の特徴を十分に生かした各種事業について、県民ニーズをふまえつつ展開した。新型コロナウイルス感染症拡大による来館者数の減少、イベント自粛などの影響を大きく受け、成果目標 12 項目のうち 6 項目での目標達成となったが、来館者・施設利用者や事業参加者の満足度や、文化会館公演事業入場率については、高い水準で目標を達成している。 ※図書館の事業部門は指定管理業務に含まれないため、来館者数の目標数値は図書館の来館者数を除く。</p> <p>(2) 残されている課題 事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのネットワークの充実が今後も重要となってくることから、引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、来館者の安心安全を確保しながら、利用者のニーズをふまえた取組を実施することで来館者・施設利用者や事業参加者の満足度の維持向上などに向けて取り組む必要がある。</p> <p>(4) その他 (県民ニーズの把握等) ・きめ細かな利用者サービスにより、利用者満足度は令和元年度に引き続き、高い水準を維持している。また、ISO9001 品質管理システムを導入しており、施設利用者や事業参加者、県民へのアンケート等によりニーズを把握し、サービス改善を図っている。 (県民サービス向上等) ・電子マネーの取扱いの継続運用、施設の修繕など、来館者サービスの強化を図っている。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントの参加人数や収容率に制約を受けるなどの厳しい状況においても、マイベストシリーズなどの新たな事業を企画・実施するなど県民が文化に触れる機会の提供に努めている。 ・また、貸館利用者向けガイドラインの公開、貸館利用者向け情報配信サービスの開始など、安全・安心な施設の利用の確保やサービス向上に取り組んでいる。 (施設の適正な維持管理の実施) ・来館者数や利用者満足度の向上につながるサービスの提供や、経営効率の向上につながる取組を行っている。 ・計画的な修繕を行って良好な維持管理に努めるとともに、省エネルギー対策にも継続して取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、三重県総合文化センター等の管理者として、新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、適切な実績を残していると評価できる。 引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況への対応を含め、多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的事業に結びつけ、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として適切な施設運営を進められることを期待する。</p>
---------------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和2年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県文化振興事業団

1 管理業務の実施状況および利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①文化交流ゾーンに係る広報等の業務

- ・ 年4回発行している情報誌Mニュースに「Znews(ゾーンニュース)」として、総合博物館、県立美術館、県立図書館の情報を掲載した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中、自宅で楽しんでいただけるWEBコンテンツによる情報発信に取り組んだ。
- ・ 総合博物館、県立美術館、県立図書館との連携事業を6回予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により2回の実施となった。

② 三重県総合文化センター事業や三重県立美術館の施設貸出サービスに関する業務

施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習センター事業、男女共同参画センター事業等を実施した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、全館利用率や全館利用者数はいずれも大きく落ち込んだ。

- ・ 施設貸出サービス事業(総合文化センター)では、電子マネーの継続運用(平成30年9月から運用開始)等、利便性の向上を図った。また、利用者の安全を確保するため、防災避難訓練等を実施した。さらに、新型コロナウイルス感染症への対策として、材質や仕様に適合した消毒方法を定めた「消毒マニュアル」を定めての徹底した消毒や、施設利用時における感染防止対策である「貸館主催者向けガイドライン」を定め随時更新して公開するなど、安全・安心な施設の利用の確保に努めるとともに、感染症拡大時の緊急連絡、施設利用時に必要な情報を届けるツールとして、「貸館利用者向け情報配信サービス」の運用を開始した。
- ・ 文化会館事業では、64事業を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により39事業が中止・延期となったが、コロナ禍の中でも開催できる企画である「マイベストシリーズ」など、期中に8事業を追加し、33事業を実施した。主なものとしては、「飯森範親指揮 日本センチュリー交響楽団」、「藤岡幸夫指揮 新日本フィルハーモニー交響楽団」等の芸術性の高い公演、人気シリーズの「ワンコインコンサート」(4回実施)、介護をテーマとした「老いと演劇事業」では先進事例となるような社会包摂の事業を実施するとともに、青年団監修「戯曲アカデミア」等により、本県の将来の文化を担う人材を育成した。
- ・ 生涯学習センター事業についても、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業が中止となったが、感染症対策を行いながら、県内高等教育機関やミュージアムと連携した「みえアカデミックセミナー」(オープニング1回、公開セミナー15回)や「みえミュージアムセミナー」(6回、移動講座2回)などの講演・講座等を開催するとともに、各種学習相談への対応、生涯学習関係団体の連携・交流の促進、次世代育成を目的とした「文化体験パートナーシップ活動推進事業」(48校で実施)等に取り組んだ。
- ・ 男女共同参画センター事業においても、フ렌テトークの申込が大幅に減少するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたが、Zoomなどのオンラインシステムを活用しながら事業や相談を継続できるよう工夫して取り組んだ。地域での出前講座「フレンテトーク」(47回)を実施するとともに、男性の意識改革や女性のエンパワーメントを目的とした研修学習事業や誰もが参加しやすいテーマで男女共同参画の気づきとなる課題に焦点を当てた「フォーカスみえ」等の各種講座を開催した。
- ・ 県立美術館の県民ギャラリーについては、12件の利用があり、コロナ禍でも安心して利用いただけるよう丁寧な説明を心掛けた。
- ・ その他、社会見学(10回実施)や「そうぶんの竹あかり」等のPR事業、レストラン事業、売店事業等の来館者サービス事業を実施した。

③ 施設および設備の維持管理および修繕に関する業務

- ・ 三重県総合文化センターは、開館から26年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから計画的な修繕を行い、利用者の安全・安心の確保を第一に施設および設備の維持管理に努めた。総合博物館、県立美術館、県立図書館の施設についても、適切な維持管理を行った。
- ・ 照明器具のLED化および照明・空調の管理徹底、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検および運転方法見直し等の省エネルギー対策を引き続き実施した。

④ 県施策への配慮に関する業務

- ・ バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等の6項目からなる人権尊重基本方針や男女が性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会をめざす男女共同参画基本方針等を策定しており、これらの方針等に基づき、利用しやすく快適な施設づくりや主催事業における大ホールの車いす席の優先チケット販売、要約筆記や手話付き事業、職員の育児休暇の取得推進等を実施した。

⑤ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・ 県に準じた情報公開実施要綱を平成 12 年度に制定しており、これに基づき、開示請求 6 件に適切に対応した。
- ・ 管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないように、平成 17 年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

(2) 施設の利用状況

	令和元年度実績	令和2年度実績	対前年度比
全館利用率	77.8%	49.6%	△28.2%
全館利用者数	690,604 人	160,392 人	△530,212 人
文化会館利用率	78.4%	50.7%	△27.7%
文化会館利用者数	512,331 人	102,320 人	△410,011 人
生涯学習センター利用率	82.1%	54.3%	△27.8%
生涯学習センター利用者数	69,362 人	23,166 人	△46,196 人
男女共同参画センター利用率	74.6%	45.6%	△29%
男女共同参画センター利用者数	108,911 人	34,906 人	△74,005 人
三重県立美術館県民ギャラリー 利用率	—	18.9%	—
三重県立美術館県民ギャラリー 利用者数	—	5,954 人	—

2 利用料金の収入の実績

(単位：円)

	令和元年度実績	令和2年度実績	対前年度比
貸出施設収入額	151,587,203	68,905,804	△ 82,681,399
サービス料収入額	4,319,344	1,142,218	△ 3,177,126
全施設収入額合計	155,906,547	70,048,022	△ 85,858,525

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位：円)

	収入の部		支出の部		
	R 元	R2		R 元	R2
指定管理料	1,065,068,000	1,158,666,000	事業費	243,058,150	99,444,250
利用料金収入	155,906,547	70,048,022	管理費	1,160,152,933	1,141,411,165
その他の収入	192,910,514	66,774,826	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,413,885,061	1,295,488,848	合計 (b)	1,403,211,083	1,240,855,415
収支差額 (a)-(b)	10,673,978	54,633,433			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標項目		目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
各施設の 利用者率		以下の基準 値から5年間 で1ポイント増	※5年間の 目標のため、 令和2年度は参 考値			
	文化会館	62.7%	62.3%			
	生涯学習 センター	18.9%	21.7%			
	男女共同 参画セン ター	19.1%	20.9%			
	県立図書 館	37.2%	41.7%			
	総合博物 館	42.6%	45.4%			
	県立美術 館	40.9%	42.6%			
総合博物館・県立美術 館・県立図書館との事 業連携数		5回	2回			
総合文化センター来館 者数(図書館来館者を 除く。)		737,000人	160,392人	総合文化センター来館者満足 度(4段階評価で3以上)	90.0%	90.3%
総合文化センター貸施 設利用率		80.0%	49.6%	総合文化センター貸施設利用 者満足度(4段階評価の4)	83.0%	88.2%
文化会館公演事業入 場率		80.0%	84.0%	文化会館 事業参加者満足度 (5段階評価で4以上)	95.0%	97.1%
生涯学習センター事業 参加者数		18,100人	8,766人	生涯学習センター 事業参加者満足度 (4段階評価の4)	77.0%	80.4%
男女共同参画センター 主催事業参加者数		12,200人	7,695人	男女共同参画センター事業満 足度(4段階評価の4)	81.0%	82.4%
県立美術館貸施設(県 民ギャラリー)利用率		70.0%	18.9%			
今後の取組方針		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により12項目中項6項目の目標達成となった。今後も引き続き、魅力ある事業展開、サービスの向上に努めていく。 ・公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めていく。 				

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R元	R2	
1 管理業務の実施状況	A	A	第5期目の指定管理の1年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めた。 また、新型コロナウイルス感染症への対応として、消毒マニュアルを定め、施設・設備使用後には徹底した消毒作業を実施するなど、安全安心な施設運営に努めた。県立図書館、総合博物館、県立美術館の施設および設備の維持管理についても適切に実施した。
2 施設の利用状況	A	B	従来からのきめ細かなサービスに加え、来館者用駐車場の枠線の引き直しを行うなど、利便性の向上に努めたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休館やイベント自粛（キャンセル・延期）など大きな影響を受け、総合文化センター貸施設利用率 49.6%（目標 80.0%）、県立図書館を除く総合文化センター来館者数 160,392人（目標 737,000人）、県立美術館貸施設（県民ギャラリー）利用率 18.9%（目標 70.0%）となり、目標値まで届かなかった。 施設利用者に対しては、施設利用時における感染防止対策の実施について、「貸館主催者向けガイドライン」を都度改定しホームページ上で公開するなど、情報提供と安全・安心な施設の利用の確保に努めた。
3 成果目標およびその実績	A	B	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたため、成果目標 12項目中6項目で目標が未達成となったが、各事業等の満足度や、文化会館公演事業入場率については、高い水準となり、目標を達成した。

※評価の項目「1」の評価：
「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」、「3」の評価：
「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度 第5期の指定管理の1年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行った。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、成果目標 12項目中6項目の目標達成となったが、実施した事業の満足度や、イベントの開催基準等をふまえて設定した定員に対する文化会館公演事業入場率は、目標を達成した。</p> <p>(2) 残されている課題 事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのさらなるネットワークの構築について、これまで継続的な課題として取り組んできたところであり、今後も推進していく。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 新型コロナウイルス感染症の拡大により困難な部分もあるが、指定管理者として、引き続き成果目標の達成に向けて努めていく。</p> <p>(4) その他 (県民ニーズの把握等) ・IS09001 品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケートの分析や職員の提案等により、高水準な利用者サービスに努めた。また、公演や講座等の事業参加者や貸出施設の利用者に対しても同様にアンケート調査・分析を行い、事業運営や企画に利用者の意見を反映させるように努めた。</p>
--------	--

	<p>(県民サービス向上等)</p> <ul style="list-style-type: none">・コロナ禍の中でも開催できる企画として、密を意識せず少人数でコンサートや演劇を楽しめる「マイベストシリーズ」を立ち上げた。また、自宅で楽しんでいただけるコンテンツ「お家で楽しもうシリーズ」をWEB上で配信し、情報発信に取り組んだ。・電子マネーの取扱いの継続運用や、来館者用駐車場の枠線の引き直しなど利用者の利便性向上に努めた。・利用者満足度は高い数値を維持しており、お客様・来館者からの高い支持を得ることができた。 <p>(施設の適正な維持管理の実施)</p> <ul style="list-style-type: none">・サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。・東日本大震災以降、取組を強化している危機管理対策では、図書館等を含めた総合文化センター全体の避難訓練を実施し、大地震発生時の対応能力強化に努めた。・県立図書館、総合博物館、県立美術館の施設および設備の維持管理についても適切に実施した。・新型コロナウイルス感染症への対策として、消毒マニュアルの作成、貸館利用者向けガイドラインをホームページ上で公開するなど適切な感染症予防対策を講じた。
--	---

(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和2年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称および所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町 3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝 (東京都目黒区東山 1-5-4 KDX 中目黒ビル6F)
指定の期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 環境の保全に関する普及啓発を行うこと 2 環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと 3 環境に関する情報の収集および提供を行うこと 4 環境の保全に関する活動の促進および交流等を図ること 5 その他（施設等の維持管理および修繕に関すること等）

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R元	R2	R元	R2	
1 管理業務の実施状況	A	A			新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、設備の消毒徹底や換気等の対策を行いながら、県内各地で幅広い年齢層を対象にした講座の開催や出前講座により、環境学習の推進を図るとともに、定期的に情報誌を発行してセンターの周知を積極的に行った。
2 施設の利用状況	B	B			新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の休館やイベントの中止を行い利用者は減少したものの、対策を行いながら出前講座等の開催や小中学生の社会見学を受け入れ、利用者に普及啓発活動を行った。また、年度初めに小中学校に「環境学習プログラムガイド」を送付し、施設見学や環境学習講座の利用促進のための工夫をした。
3 成果目標およびその実績	A	B			新型コロナウイルス感染症の影響でイベントの中止や出前講座のキャンセルが多く発生したことから、環境教育参加者数は大きく減らしたものの、新たにオンライン会議や講座の動画配信を行うなど、環境学習講座の利用促進や業務のさらなる改善、利用者の満足度の向上に努めた。

※「評価の項目」の県の評価：
「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総括的な評価</p>	<p>(1) 成果目標に対する達成度 新型コロナウイルス感染症が拡大した影響でイベントの中止や出前講座のキャンセルが多く発生したことから環境教育参加者数等は目標を達成することができなかったが、講座等の参加者の満足度は目標を達成することができた。</p> <p>(2) 残されている課題 多様な主体が参加できるように、県内における他の環境活動者とのネットワークの充実について引き続き取り組む必要がある。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で導入した新たな活動様式である、オンラインでの講座やコンテンツの拡大を行うなどの取組が必要である。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 新型コロナウイルスの影響でイベント・講座等が中止となり環境教育参加者数が大きく減少したものの、感染症対策とともにセンターの利用促進に努めた結果、児童・生徒を対象とした環境教育参加者数等は一定確保することができた。今後は、コロナ禍やコロナ後を見据えた適切な目標を設定し、達成できるよう取り組んでいく必要がある。</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の実施したモニタリングの状況 毎月センターから提出される管理運営報告を確認するとともに、指定管理業務について年2回モニタリングを実施し、概ね適正に処理されていることを確認した。 ・ 県民のサービス向上の成果 県内各地での主催講座や出前講座の開催、イベントの開催・出展、社会見学の見学受入れ、情報発信、施設や図書等の維持管理が適切に行われている。環境情報の収集、発信については、得られた情報を講座に組み入れて提供するとともに、講座、イベントの開催等について、情報誌「環境学習みえ」やホームページ、メールマガジン、SNS等により積極的に情報を発信した。 ・ 県民の平等利用の確保 循環型社会の創造に向けた環境保全活動や次世代育成支援に取り組むとともに、講座開催場所の地域バランスを考慮し、事業を実施した。遠隔地からの出前講座の依頼にも対応した。 <p>以上のことから、三重県環境学習情報センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。今後も引き続き、県内環境団体とのネットワークや環境学習推進員が持つノウハウを生かし、環境学習・環境教育の一層の充実を期待する。</p>
---------------	--

＜指定管理者の評価・報告書(令和2年度分)＞

指定管理者の名称：アクティオ株式会社

1 管理業務の実施状況および利用状況

(1)管理業務の実施状況

① 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

- ・三重県環境学習情報センターの管理事業の実施にあたっては、基本協定書および年度協定書の管理業務（業務計画書）に基づき、環境教育の普及・啓発と県民サービスの向上に努めた。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、玄関ホールに入館者の手指消毒用アルコールの設置、受付窓口の飛沫感染防止シートの設置、講座時はマスク着用、部屋の換気、間隔をとっての着席、必要に応じて透明アクリル板の設置、次亜塩素酸ナトリウムでのふき取りなどを行った。
- a. 展示施設管理
- ・展示施設等の維持管理業務では、展示室の維持管理、研修室等の貸室業務、図書の管理業務を実施した。なお、社会見学などでの利用があった後は、次亜塩素酸ナトリウムで接触部位のふき取りを行った。
 - ・貸室利用は12件、環境啓発パネルや教材キットの貸出は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどのイベントが中止となったため0件だった。（上記以外に7件の貸室申し込みがあったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためキャンセルとなった。）
- b. 環境講座
- ・主催講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、募集人数を減らし、マスク着用、間隔を取って着席、または間にアクリル板を設置、窓を開けて換気するなどの対策をして実施した。
 - ・環境学習指導者養成講座は50回開催し、延べ1,035人が受講した。主な主催講座として「環境基礎講座（全5回）」「ESD実践講座」などを開催した。また、その他のセンター主催講座は24回開催し340人が受講した。各講座の開催にあたっては、県内各地の施設や団体との協働にも努めた。
 - ・学校等の来館による施設見学と環境講座は80回、5,066人が受講したが、10月中旬～11月中旬に希望が集中したため、断らざるを得ない場合も多数あった。
 - ・県内各地へ出張して実施する出前講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため依頼（予約）のキャンセルが相次ぎ、78回、3,761人の受講にとどまった。
- c. 環境イベント
- ・12月に四日市大学と共催で「冬のエコフェア2020」をオンラインで開催した（参加者：65人）。
 - ・8月に予定していた「夏のエコフェア」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。代わりに、事前申込制の子ども向け環境講座を実施した。
 - ・四日市市の近隣3施設との協働事業「ワクワクふれあいまつり」と、その中での「春のキッズエコフェア」および、「秋のキッズエコフェア」の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。代わりに、展示ホールでの環境パネル展を実施した。
- d. 情報発信
- ・情報紙「環境学習みえ」を年4回の発行と毎月10日発信のメールマガジンに加え、ホームページやFacebook等を運用し、適時、情報発信に努めた。
- e. 公募事業
- ・「地球温暖化防止啓発ポスターコンクール」を実施した（中学生の部1,406作品、小学生の部257作品）。優秀作16作品（小学生の部8作品、中学生の部8作品）を表彰し、三重県総合博物館とイオンモール四日市北店、および三重県立熊野古道センターで入賞作品の展示を行い、地球温暖化防止の啓発を実施した。
- f. こどもエコクラブ三重県事務局事業
- ・県内の「こどもエコクラブ」の登録会員数は、年間で57クラブ、9,826人であった。
 - ・各市町担当者への研修会として、5月に「こどもエコクラブ市町担当者研修会」を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。
 - ・各クラブの活動の様子など1年間の活動をまとめた「令和2年度 こどもエコクラブ活動報告集」を作成し、各クラブに配布した。

- ・ 県内のこどもエコクラブの交流を図るための「三重県こどもエコクラブ県内交流会 2020」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる正月かざり作りを行い、その写真の動画配信と活動報告集への掲載で交流会に替えた。

② 施設および設備の維持管理および修繕に関する業務

- ・ 館内施設について、毎日の巡回点検を励行し、安全管理と設備の維持管理に努めた。

③ 県施策への配慮に関する業務

- 人権尊重社会の実現への取組
 - ・ 聴覚や視覚の不自由な方が来館されたときに、受付で筆談の案内や補助犬同伴による利用の案内を実施している。
- 男女共同参画社会実現への取組
 - ・ 三重県男女共同参画センターの事業「フレンテまつり」へ出展を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「フレンテまつり」が中止になった。
- 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組
 - ・ 「食品ロス」をテーマとした講座開催を通じて実践・啓発に努めている。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・ 「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」に基づき適正に対処した。令和2年度においての情報開示請求はなかった。
- ・ 個人情報保護については「三重県個人情報保護条例」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第12条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い適正な管理を励行し、アクティオ社内においても「施設個人情報安全対策」に基づき、個人情報保護教育を行った。

⑤ その他の業務

特になし

(2) 施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数

	目標	実績	達成率
令和2年度環境教育参加者数	34,000人	13,750人	40.4%
令和元年度環境教育参加者数	34,000人	37,058人	109.0%
対前年比	100.0%	37.1%	
利用者内訳			
	回数	人数	
主催講座	72回	1,363人	
出前講座	78回	3,761人	
学校社会見学	80回	5,066人	
一般団体見学	46回	167人	
フリー来館	-	1,490人	
交流会	9回	102人	
行事等	3回	138人	
ポスターコンクール	-	1,663人	
合計	288回	13,750人	

2 利用料金の収入の実績

- ・貸室利用は12件あったが、減免対象に該当したため、すべて無料の使用を許可した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにキャンセルとなった貸室申込が7回、台風接近による中止が1回あった。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R元	R2		R元	R2
指定管理料	40,259,352	40,761,202	事業費	34,075,751	30,459,318
利用料金収入	0	0	管理費	3,330,695	5,558,732
その他の収入	344,331	228,546	その他の支出	0	0
合計 (a)	40,603,683	40,989,748	合計 (b)	37,406,446	36,018,050
収支差額 (a)-(b)	3,197,237	4,971,698			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	22,500円
---------	---------

4 成果目標とその実績

1 達成すべき成果目標			
項目	目標値	実績	達成率
①環境教育参加者数	34,000人	13,750人	40.4%
②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	10,000人	9,600人	96.0%
③指導者養成を目的とした講座受講者数	1,500人	1,035人	69.0%
④他の環境団体等と協働した環境活動数	20件	14件	70.0%
⑤講座の参加者の満足度	90%	98.7%	109.7%
2 独自で定めた成果目標			
項目	目標値	実績	達成率
①一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人	1,385人	51.3%
②「センター通信」等の情報発信数	365回	395回	108.2%
今後の取組方針	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、年度前半の講座のほとんどが開催できず、参加者の満足度と「センター通信」等の情報発信数以外は、目標値を達成できなかった。 引き続き、利用者の増や自発的に環境活動に取り組む意向の向上に向けて、事業内容のさらなる充実、さまざまな主体との連携に努めていく。		

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R元	R2	
1 管理業務の実施状況	A	A	第3期目の5年目として業務計画書や基本協定書に基づき、管理業務や事業展開を行い、目標の達成に努めた。同時に従来業務の見直しや運用ルールの見直しなど、業務内容のさらなる改善と利用者満足度の向上にも努めた。
2 施設の利用状況	B	B	年度初めに、各市町教育委員会を通じて小・中学校に「環境学習プログラムガイド」を送付し、施設見学や環境学習講座の利用促進に努めた。 「かんきょう工作教室 あそべるたいむ」の定期開催や、2ヶ月ごとに入替えの企画展示を実施した。
3 成果目標およびその実績	A	B	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、センター展示ホールの利用中止や、イベントの中止、出前講座のキャンセルが相次ぎ成果目標の達成には至らなかった。そのため、センターでの「あそべるタイム」の代わりに、ホームページから「エコぞうのぬりえ」をダウンロードできるようにした。 また、「夏のエコフェア」の代わりに、秋に子ども向け環境講座と、展示ホールでの環境パネル展を実施した。 そのほか、自然観察、風呂敷の活用、貝殻ストラップや貝殻ブローチの作り方などの動画配信を行い、自宅や自宅周辺での環境学習・活動を推奨した。

- ※評価の項目「1」の評価:
- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※評価の項目「2」「3」の評価:
- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどのイベントが中止となり、出前講座もキャンセルが相次ぎ、センターの主催講座も募集人数を減らすなどしたため、自主設定目標を含め、目標値を達成できたものが少なかった。</p> <p>(2) 残されている課題 継続的な課題として、センター利用者の満足度の向上や、さまざまな主体との連携や協働体制のさらなる充実に努めていく。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定</p> <p>1) 達成すべき成果目標</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">①環境教育参加者数</td> <td style="text-align: right;">34,000人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">②児童・生徒を対とした環境教育参加者数</td> <td style="text-align: right;">10,000人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">③指導者育成を目的とした講座受講者数</td> <td style="text-align: right;">1,500人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">④他の環境団体等と協働した環境活動数</td> <td style="text-align: right;">20件以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">⑤講座の参加者の満足度</td> <td style="text-align: right;">90%以上</td> </tr> </table> <p>2) 独自で定めた成果目標</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">①一般の県民を対象とした環境学習参加者数</td> <td style="text-align: right;">2,700人以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">②「センター通信」等の情報発信数</td> <td style="text-align: right;">365回以上</td> </tr> </table> <p>(4) その他</p> <p>①県民の平等利用の確保 主催講座の開催場所は地域のバランスを考慮し、広報の仕方や開催時間の調整など、きめ細かい対応に努めた。</p> <p>②県民サービス向上の成果 アンケートや利用者からの意見を参考に、情報発信や講座開催の改善を図り、サービスの向上に努めた。講座アンケートでは高い満足度の評価をいただいている。</p>	①環境教育参加者数	34,000人以上	②児童・生徒を対とした環境教育参加者数	10,000人以上	③指導者育成を目的とした講座受講者数	1,500人以上	④他の環境団体等と協働した環境活動数	20件以上	⑤講座の参加者の満足度	90%以上	①一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人以上	②「センター通信」等の情報発信数	365回以上
①環境教育参加者数	34,000人以上														
②児童・生徒を対とした環境教育参加者数	10,000人以上														
③指導者育成を目的とした講座受講者数	1,500人以上														
④他の環境団体等と協働した環境活動数	20件以上														
⑤講座の参加者の満足度	90%以上														
①一般の県民を対象とした環境学習参加者数	2,700人以上														
②「センター通信」等の情報発信数	365回以上														

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名:環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称および所在	三重県環境学習情報センター（四日市市桜町 3684-11）
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野文孝 （東京都目黒区東山 1-5-4 KDX 中目黒ビル 6F）
指定の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全に関する普及啓発を行うこと 2 環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと 3 環境に関する情報の収集および提供を行うこと 4 環境の保全に関する活動の促進および交流等を図ること 5 その他（施設等の維持管理および修繕に関すること等）

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H28	B		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内各地で幅広い年齢層を対象にした講座の開催や出前講座により、環境学習の推進を図るとともに、定期的に情報誌を発行してセンターの周知を積極的に行い、環境教育参加者を増加させた。 ・ 県および他機関・他施設と連携し、新たな講座の開設や環境イベントへの積極的な出展を行うなど、センターの活動の幅を広げた。 ・ センター内の各施設、備品等、適正に管理した。 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、設備の消毒徹底や換気、入館者用の手指消毒用アルコールの設置等の対策を行った。
H29	A		
H30	A		
R元	A		
R2	A		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H28	B		<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に県民向け環境講座を実施するとともに、環境保全に取り組む市民団体や企業などによる自然保護活動の事例紹介や自然素材を利用した作品などの企画展示を 2 ヶ月ごとに行うなど、センターを訪れてもらうための工夫をした。 ・ 小中学生や県民のセンター利用について、各市町教育委員会への営業活動のほか、講座やイベントの機会をとらえて広報を行うなど、施設見学や体験教室等の利用増加につながる PR 活動を行った。 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の休館やイベントの中止等が発生したものの、代替りの行事を実施するなど施設の利用促進に努めた。
H29	B		
H30	B		
R元	B		
R2	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	200,690,554	事業費	170,739,055
利用料金収入	46,700	管理費	20,600,089
その他の収入	3,140,781	その他の支出	0
合計 (a)	203,878,035	合計 (b)	191,339,144
収支差額 (a)-(b)	12,538,891		

※参考

利用料金減免額	414,200
---------	---------

5 成果目標およびその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標およびその実績						
			成果目標項目	目標値	H28実績値	H29実績値	H30実績値	R1実績値	R2実績値
H28	B		環境教育参加者数	34,000人	31,478人	35,983人	34,101人	37,058人	13,750人
H29	A		児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	10,000人	11,463人	11,156人	10,254人	10,807人	9,600人
H30	A		指導者養成を目的とした講座受講者数	1,500人	1,902人	1,702人	2,049人	1,841人	1,035人
R元	A		他の環境団体等と協働した環境活動数	各年平均17.2件	25件	18件	23件	21件	14件
R2	B		講座の参加者の満足度	90%	99.7%	98.4%	98.9%	97.6%	98.7%
全期間におけるコメント									
<p>平成28年度は1項目に目標未達があったが、平成29年度から令和元年度は業務計画書の各事業が計画通りに完遂され、成果目標について、すべての項目が達成された。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の休館やイベントの中止、出前講座のキャンセルが多く発生したことから、環境教育参加者数は大きく減らしたものの、新たにオンライン会議や講座の動画配信を行うなどの利用促進に努めることで、児童・生徒を対象とした環境教育参加者数等は一定確保するとともに、参加者の満足度については目標を達成することができた。</p>									

6 総括評価

(1) 申請内容や選定理由とした取組等に対する評価

行政だけではなく多様な主体が環境保全活動に取り組む基礎となるよう、三重県における環境教育の中心的な拠点施設として主催講座や出前講座を県内各地で積極的にいき、時代に即した講座や新しい指導者養成プログラムを取り入れるなど工夫をした。

また、イベントの開催においては近隣施設との共催の相乗効果を図り来場者数の増加に努めるとともに、他のイベントへの出展も行った。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で十分な活動が行えなかったものの、感染症拡大防止対策を行いながら利用者に普及活動を行った。

(2) 事故や他府県、他施設における事件等への対応状況

事故などは発生していないが、定期的に危機管理研修・訓練が行われており、イベント時の不測の事態に十分な対応ができる体制が構築されていた。

(3) 県が実施したモニタリングの結果

モニタリングにおいて大きな問題は見つかっていない。また、さまざまな講座やイベントを行ったり、講座後はアンケート行ったりするなど、県民のニーズに応えられるよう取り組んだ。

(4) 各年度評価の活用の状況に対する評価

毎年の課題である環境教育参加者の増加対策については、積極的なPR活動や多様な講座の実施等の取組を行った。

また、環境活動者とのネットワークの構築については、他の環境団体と協働した環境活動数の目標値を毎年度引き上げるなど注力して取り組んだ。特に、令和2年度は新たに導入したオンラインツールを生かしビデオ講座を行うなど、環境学習講座等の利用促進や業務のさらなる改善に取り組んだ。

(5) 今回の指定管理者による管理の効果、特色ある取組

情報誌の発行やメールマガジンの配信、Facebook、TwitterといったSNSを使い、啓発やPR活動に取り組んだ。また、これまでのノウハウを生かし、施設・設備や図書等の管理、貸室・教材の貸出業務など適切な維持管理を行うとともに、クイズシート、ラリーシート等常設展示を活用した独自ツールを使用するなど、来館者の満足度向上と利用しやすい環境づくりに取り組んだ。

(6) 今回の指定管理者による管理の課題および次期指定期間における改善状況

継続的な課題として、県内環境団体との連携や協働体制の充実があげられ、環境学習推進員が持つノウハウを生かした環境学習・環境教育等の一層の充実に向けていく必要がある。またコロナ禍においても県民ニーズに対応しながら講座内容の充実に向けて努めるとともに、指導者養成講座の修了者が指導者として活動できるよう支援を行っていきけるよう工夫が必要である。

※「2 管理業務の実施状況」の自己評価：	「A」	→	業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
	「B」	→	業務計画を順調に実施している。
	「C」	→	業務計画を十分には実施できていない。
	「D」	→	業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
※「3 施設の利用状況」「5 成果目標およびその実績」の自己評価：	「A」	→	当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
	「B」	→	当初の目標を達成している。
	「C」	→	当初の目標を十分には達成できていない。
	「D」	→	当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。
※県の評価：	「+」(プラス)	→	指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
	「-」(マイナス)	→	指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
	「 」(空白)	→	指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

(3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和2年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称および所在	みえ県民交流センター（津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階）
指定管理者の名称等	特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井 真理子 （四日市市萱生町 1200 四日市大学 特定非営利活動法人市民社会研究所内）
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進および国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 中間支援組織の機能向上・連携交流に関する業務 5 利用料金の収受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R 元	R2	R 元	R2	
1 管理業務の実施状況	B	B			県民の皆さんが市民活動について考え、取り組むきっかけづくり、SNSを活用した情報発信、県内各地の市民活動団体や中間支援組織の支援など、県域の市民活動や国際交流の場としての役割を果たしている。また、老朽化が進む設備等を良好な状態で維持管理するとともに、外部委員会や利用者アンケートで意見を聴きながら、快適かつ安心して利用できる環境を提供している。
2 施設の利用状況	B	B			新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものの、感染防止対策の徹底を図り年間延べ 2,355 の市民活動団体等が利用し、センター全体の来館者数は延べ 28,059 人（目標 63,000 人）となった。また、ホームページのユーザーアクセス数は 45,998 件と前年同期比 108.7%増加し、新型コロナウイルス感染症拡大状況下におけるセンターの補完的機能を果たしている。
3 成果目標およびその実績	A	B			「センター来館者数」は新型コロナウイルス感染症の影響を受け成果目標を達成することが出来なかったが、「事業参加者の満足度」、「図書コーナーの利用の増加 NPO/NGO、国際関連の図書の貸し出し数」、「市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体数」の成果目標 3 項目については達成している。

※「評価の項目」の県の評価：
「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 ・利用者の声を取り入れながら不断の改善を図り、安全・安心に利用しやすい環境づくりに努めるとともに、利用者アンケートの実施、ニーズ調査をふまえたセミナー等の開催により、参加者の満足度が 88.1%と、成果目標を上回った。なお、セミナー等は受講者が新型コロナウイルス感染症拡大状況下でも安全・安心に参加できるようオンラインを活用するなど、創意工夫を行った。
--------	---

・県民が参画してつくる図書コーナーをめざして図書の充実を図るとともに、市民活動・NPO月間について中間支援組織、企業や市町との連携を図ったことで、図書の貸し出し数、連携協力団体数ともに成果目標を大きく上回った。

(2) 残されている課題

- ・高齢化や人口減少等による地域課題の多様化や複雑化への対応が求められる中、市民活動の質や量が向上するよう支援の質を高め、また新たな手段を取り入れて支援をしていく必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、引き続きNPO活動は新たな日常への対応が求められているため、より一層、新たな日常に即したNPO活動を促し、好事例については横展開していく必要がある。
- ・施設や備品の経年劣化に伴う故障等が増加していることから、更新・修繕をしていく必要がある。
- ・専門スキルを持つ若手スタッフを確保、育成していく必要がある。

(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定

- ・若手スタッフの感性を施設運営に生かし、利用しやすいサービスの提供や空間づくり、次世代を担う若年層の育成等、市民活動の強化につながるよう、引き続き成果目標達成に向けて取り組んでいく必要がある。
- ・また、新型コロナウイルス感染症への対応が長丁場となることから、感染防止対策の徹底を含めた施設来館者への適切な対応、ホームページ等による情報発信を強化するとともに、各地の中間支援組織と連携し、新たな日常に即した活動を行うNPOの裾野拡大や底上げ、新たな日常に即した活動の好事例の横展開に取り組んでいく必要がある。

(4) その他

(県民サービス向上の成果)

- ・ホームページや季刊誌、SNSによる情報発信、「三重NPOグランプリ」や「NPOグレードアップセミナー」等の講座を通し、県民の市民活動への参画を促進するとともに、市民活動団体の運営基盤の強化を図った。
- ・外部からの意見を得るために、外部委員会や利用者アンケートを実施し、サービス改善に取り組んだ。
- ・授乳ルーム「mamaro」や自動販売機等の設置により、利用者へのサービス向上を図った。

(災害に関する業務)

- ・みえ災害ボランティア支援センターの幹事団体として毎月の幹事会に参加した。また、県内市民活動団体向けに災害に関するアンケート調査を行い、それらがどのような活動を行っているのか、災害時にどのような活動ができると考えているのか調査を行った。

(施設の適正な維持管理の実施)

- ・救急救命講習や避難訓練・防災訓練への参加、警察による職員向け不審者対策研修を実施した。

(新型コロナウイルス感染症拡大状況下のNPO支援)

- ・新型コロナウイルス感染症によってNPOや市民活動団体が受けた影響を把握し、適切な支援や対応を検討するための緊急アンケート調査を行った。
- ・各地の中間支援組織と連携し、県内5地域7か所で、新型コロナウイルス感染症拡大状況下における市民活動団体の組織維持、活動再開等に関する相談窓口の設置や、オンライン活用研修を実施し、県内市民活動団体の運営基盤の維持、強化を図った。

以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として、設置趣旨や県域の市民活動センターとしての役割を十分認識した効果的な管理運営を行っていると評価できる。今後も、安全・安心で利用しやすい環境づくりを行うとともに、指定管理者が持つ知見やネットワーク等を生かし、市民活動の促進、国際化の推進に向けた取組を期待する。

＜指定管理者の評価・報告書（令和2年度分）＞

指定管理者の名称：特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター

1 管理業務の実施状況および利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① センター管理運営事業の実施に関する業務

ア 講座・研修の実施

- ・センターの総合案内の役割を担うとともに、NPO法人・市民活動団体・ボランティア団体、中間支援組織、県民の方を対象に、市民活動や国際化を推進するためのセミナーやイベントを実施し、参加者の満足度で高い評価を得た。
- ・具体的には、NPO等の団体向けには協働や法人事務、オンライン活用など組織の運営力や基盤強化を図るためのセミナーを、中間支援組織向けには人材育成や基盤強化を図るための情報交換会を、県民の方向けには市民活動への参画を促すための第4回「三重NPOグランプリ」や、「妄想世界旅行」と題する多文化共生理解イベント、NGOから学ぶ世界情勢セミナー等を開催した。
- ・その他、一般社団法人中部圏地域創造ファンドと連携して開催した、東海ろうきんNPO育成助成事業では、書類審査、質疑応答、報告会という流れの中で、団体の具体的な課題を把握して伴走型支援を行い、資金と事業両面で効果的なNPO支援ができた。
- ・みえ災害ボランティア支援センターの幹事団体として毎月の幹事会に参加した。また、県内市民活動団体を対象に災害に関するアンケート調査を行い、県内市民活動団体が災害時などのような活動ができると考えているのか把握するとともに、2地域で勉強会を開催した。

イ 情報の受発信

- ・新型コロナウイルス感染症拡大状況下における有用な情報をホームページやFacebook、Twitter等で発信したことでSNSのフォロワーが1年間で186名増加した。また、県内の市民活動団体・イベント・ボランティアなどの情報を発信・検索するサイト「Mナビ」を適切に運営した。さらに、季刊誌「みえ市民活動・ボランティアニュースREADER」は、デザイン面など読みやすさを工夫し、各10,000部発行した。

ウ 施設利用状況の把握

- ・センターの利用者に対して質の高いサービスを提供するため4名の外部委員から意見を聴くための外部委員会を年2回開催するとともに、センターの利用者を対象としたアンケート調査を実施し、いただいた意見をもとに利用者目線に立ったサービスの改善を図った。
- ・有料スペースの利用は523件、備品・機材の利用は317件と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け減少した。

② 施設および設備の維持管理および修繕に関する業務

- ・利用者の安全・安心の確保を第一に、快適にセンターを利用できるよう施設、機器・備品の適切な管理および維持に努めた。とりわけ、例年行う消防・避難訓練に加えて警察署の協力を得た職員向け不審者対応研修の実施、人目につみにくい場所の安全対策、新刊図書の新刊購入による図書コーナーの充実を図った。
- ・また、施設や備品等の老朽化に伴い、備品の入れ替えなどを計画的に行ったほか、引き続き照明や空調の省エネルギー対策も実施した。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・みえ県民交流センター条例を遵守し、みえパートナーシップ宣言、ダイバーシティみえ推進方針、三重県多文化共生社会づくり指針、働き方改革などに配慮した。
- ・環境ISO14001、三重県の環境基準に基づき、節電、リサイクル、再生紙の利用など業務の中で環境に配慮した取組を行った。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・三重県情報公開条例に基づき、公開に関して「情報公開規程」を整備し、確実に対応できる体制をとっているが、令和2年度に開示請求はなかった。
- ・基本協定書第12条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報保護されるよう配慮した。

⑤ その他の業務

特になし。

(2) 施設の利用状況			
	R2年度目標	R2年度実績	達成率
みえ県民交流センター利用者数 ＜指定管理対象施設分＞ (人)	63,000	28,059	44.5%
交流スペース・ミーティングルーム他 (人)	-	26,680	-
イベント情報コーナー (人)	-	1,379	-

2 利用料金の収入の実績

令和2年度実績	765,520円
---------	----------

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位：円)

収入の部			支出の部		
	R元	R2		R元	R2
指定管理料	30,188,000	31,351,000	事業費	29,064,214	27,628,014
利用料金収入	1,230,060	765,520	管理費	1,524,825	1,504,050
その他の収入	1,160,503	758,422	その他の支出	1,768,946	2,067,122
合計 (a)	32,578,563	32,874,942	合計 (b)	32,357,985	31,199,186
収支差額 (a)-(b)	220,578	1,675,756	斜線		

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	79,280円
---------	---------

4 成果目標とその実績

(1) 成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
センター来館者数 (指定管理対象施設への来館者に限る)	63,000人	28,059人
事業参加者の満足度	85%	88.1%

(2) 指定管理者独自の数値目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
図書コーナーの利用の増加 NPO/NGO、国際関連の図書の貸し出し数	120冊/年	157冊/年
市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体の数	15団体/年	38団体/年

今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・センター来館者数については、若いスタッフの人材育成を図りながらその感性を取り入れ、センターの快適で安全・安心な環境づくり、市民活動の質の向上等を図ることで、成果目標達成をめざしていく。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底するとともに、新たな日常に対応し、ホームページやSNSでの情報発信、オンラインの活用、中間支援組織との連携を図り、市民活動、国際交流の促進をめざす。 ・事業参加者の満足度については、ニーズ調査を行いながら、ターゲットを絞って必要かつ魅力的な講座等を開催していく。
---------	---

<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見通せないため、各地の中間支援組織と連携し、NPO等がオンラインを活用できるよう必要な支援を引き続き行うとともに、オンライン等を用いた効果的な活動事例に係るワークショップを開催し、新たな日常に即したNPO活動がより一層展開されるよう支援していく。 ・図書コーナーについては、最もNPO関連の書籍が揃う市民活動センターをめざすとともに、一般の方が好む本も入れながら市民活動への関心層を増やしていく。
--

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R元	R2	
1 管理業務の実施状況	B	B	<p>(1) 施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な組織が入居する3階フロアの総合案内所としての役割を果たした。また、備品の入れ替えを含め、施設、機器・備品を良好な状態で管理するとともに、外部委員会の開催や利用者アンケートの実施を通してサービスの改善を図った。 ・安全面や危機管理面も、定期的に職員間で周知、徹底した。とりわけ、いたずら抑止や不測事態への対応のため、定期的な見回りのほか、適宜警備員等とも連携し、安心して快適に利用できる環境を提供した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、来館者の検温、手指消毒を促すとともに、定期的にミーティングテーブル等の消毒を実施するなど、利用者が安全・安心に利用できる環境を提供した。 <p>(2) 市民活動および国際化に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に関しては、ターゲット毎に、ニーズや時流に沿った講座等を開催するとともに、ホームページ、SNSを積極的に更新して新型コロナウイルス感染症拡大状況下における有用な情報をタイムリーに発信した。 ・国際化の推進に関しては、日本と諸外国の文化や団体の活動に触れる機会を提供し、県民の方に多文化共生社会を考えるきっかけづくりを行った。
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの利用者数は28,059人と成果目標を下回った。市民活動に携わる方の高齢化や活動のIT化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、利用団体数は延べ2,355と前年同期比で937団体減少したものの、ホームページのユーザーアクセス数は45,998件と前年同期比108.7%増加し、センターの補完的機能を果たした。なお、運営の最適化と機能向上を図るため、来年度からの次期指定管理期間からセンターの開館日時を変更することになった。 ・利用者サービスと市民活動団体支援の両立を図るコーヒー寄付金では、コーヒーサービスがNPOへの寄付につながる仕組みが利用者に高い評価を得て寄付につながった。また、フェアトレード商品の販売も行い、コーヒー寄付金に充てた。
3 成果目標およびその実績	A	B	<ul style="list-style-type: none"> ・センター来館者は、年間63,000人の目標に対して28,059人であった。また、事業参加者の満足度は、85%以上の成果目標に対して88.1%であった。 ・図書コーナーの利用の増加、並びにNPO/NGO、国際関連の図書の貸し出し数は、120冊の成果目標に対して157冊であった。また、38団体と連携し、第4回「三重NPOグランプリ」を開催した。

※評価の項目「1」の評価：
 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」、「3」の評価：
 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総 括 的 な 評 価	<p>(1) 成果目標に対する達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標について、「センター来館者数」は達成できなかったが、「事業参加者の満足度」、「図書コーナーの利用の増加 NPO/NGO、国際関連の図書の貸し出し数」、「市民活動・NPO月間に関わる連携協力団体の数」の3項目においては達成した。新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底しながら、引き続き、安全・安心にセンターを利用していただけよう成果目標達成に向けて取り組んでいく。 <p>(2) 残されている課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や人口減少、新型コロナウイルス感染症に伴うセンターの利用者数の減少を見据え、地域課題の多様化・複雑化に応じた支援や、地域課題・市民活動に県民の方の関心を高めるソフト面での取組、施設の老朽化へ適切に対応していく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響によって来館者数の減少が見込まれるため、ホームページやSNSを活用した情報発信、オンラインを活用した新たな日常に即した活動に対応できるような支援を、各地の中間支援組織との連携等によってより一層展開していく必要がある。 <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き成果目標を達成できるよう、今後も取組を進めていく。 <p>(4) その他</p> <p>(県民ニーズの把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー等事業参加者のアンケート、外部委員会や利用者アンケートを実施して、施設管理や事業運営に生かした。 <p>(業務執行体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの市民活動を担う若年層の裾野を広げるため、みえ県民交流センターを担う若い常勤・非常勤スタッフを育成し、彼らの感性を指定管理業務に生かした。 <p>(施設の適正な維持管理の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適で安全・安心な利用環境の提供、施設の適正な維持管理に努めた。 <p>今後も三重県内の市民活動団体等の拠点となるよう、より一層利用しやすい、利用したくなる施設づくりに努めていく。</p>
----------------------------	--

(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和2年度分）

< 県の評価等 >

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称および所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水 2566 番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 西野 衛 （津市栄町 1 丁目 954 番地）
指定の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県交通安全研修センターの運営業務 2 三重県交通安全研修センターの維持管理業務 3 三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 4 その他の業務

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R元	R2	R元	R2	
1 管理業務の実施状況	B	B			<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し、安全安心な施設運営に努めた。 対面型研修に制限がかかる中、SNSを活用したタイムリーな情報提供、交通安全DVDの貸出拡充に努めた。 「研修センター連絡協議会」を開催し、市町や関係機関・団体との連携の強化、市町への支援等を提案するなど、県内の交通安全教育の中心的な役割を担うことができている。
2 施設の利用状況	B	C			<ul style="list-style-type: none"> 幼児から高齢者に至るまで、受講者の特性に応じたカリキュラムによる参加・体験・実践型の交通安全教育などを実施し、計 12,033 人の利用者があったが、新型コロナウイルス感染症の影響により前年実績を下回った。 指定管理者である（一財）三重県交通安全協会の県内ネットワークを有効活用するとともに、三重県老人クラブ連合会会議、市町交通担当者会議等で広報を行うことなどにより、さらなる利用者増にも努めている。
3 成果目標およびその実績	B	C			<ul style="list-style-type: none"> 成果目標については、新型コロナウイルス感染症の拡大が大きく影響し、1 回あたりの受講者数を制限せざるを得なかったこと、申込団体からのキャンセル等により「一般利用者数」「団体研修受講者数」「指導者養成・資質向上講座受講者数」の目標を達成することができなかった。 「研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合」についても、目標値の 100% は達成できなかったものの、96.8% と 95% 超の高水準であった。

※「評価の項目」の県の評価：
「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総括的な評価</p>	<p>(1) 成果目標に対する達成度 成果目標について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、いずれの目標についても目標を達成することができなかった。 ただし、非達成の「研修により行動変容・意識変容があった受講者」については、96.8%と95%を超える高水準であり、かなりの目標達成度を認めることができる。 なお、指定管理者独自に設定した目標は、新型コロナウイルス感染症が影響する項目については非達成であるものの、「ホームページアクセス回数」が大幅に目標数値並びに前年度数値を上回っているなど、一定の成果を認めることができる。</p> <p>(2) 残されている課題 本県の人口10万人当たりの交通事故死者数は全国でも高位（令和2年は全国ワースト4位）であることから、幼児から高齢者に至る幅広い県民に対して、交通事故対策に有効であるとされる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施していく必要がある。 特に近年の交通事故死者の半数以上を占める高齢者対策に重点を置くとともに、県の中核的かつ専門的な交通安全教育施設として、地域や職場で交通安全教育を推進する交通安全指導者の養成および資質向上研修にさらに取り組んでいく必要がある。 また、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が想定される中で、SNS等新たな媒体を用いた情報提供・広報活動により積極的に取り組むとともに、市町、関係機関・団体との連携を一層密にし、さらなる利用拡大に努める必要がある。</p> <p>(3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 新型コロナウイルス感染症の影響下ではあるものの、設定されている成果目標を達成できるよう事業計画書に示した各種施策を適切に履行し、職員の資質向上や研修内容の充実等を図るとともに、施設利用促進のため、企業・団体、学校等へのPR活動を推進していく必要がある。</p> <p>以上のことから、全体として新型コロナウイルス感染症の影響により様々な制約がある中、業務計画を適切に実施し、県の交通安全教育の中核施設としての役割を十分認識した取組姿勢が見られるため、指定管理者としての役割を十分に果たしているものと認められる。 今後はさらなる利用拡大を図るため、引き続き企業や団体へのPRに積極的に取り組むとともに、参加・体験・実践型の教育施設としての利点を生かした研修の実施、県民のニーズに応じた事業内容・カリキュラムの工夫・改善を進め、県の交通安全教育の中核施設としてさらなる県民サービスの向上が図られるよう期待する。</p>
---------------	---

<指定管理者の評価・報告書(令和2年度分)>

指定管理者の名称：一般財団法人三重県交通安全協会

1 管理業務の実施状況および利用状況

(1)管理業務の実施状況

① 交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

ア 交通安全に関する教育の実施に関する業務

- ・参加・体験・実践型の交通安全研修事業
年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、研修目的を明確にした個別のカリキュラムを作成し、機器の使用等による参加・体験・実践型の団体研修を、263回、1,536人に対し実施した。
- ・指導者養成・資質向上事業
地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図るため、教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」(10/6、10/13)、各企業・団体の交通安全指導者を対象とした「交通安全夜間特別研修会」(11/26)、市町の交通安全教育指導員を対象にした「交通安全教育指導員研修会」(10/27)等を合計88回、592人に対し実施した。
- ・遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業
全県的、普遍的な交通安全教育の機会を提供するため、研修センターの利用が困難な地域および指導員体制が整っていない市町を中心に、幼児・児童等、または高齢者を対象とした出前研修を、合計2回、340人に対し実施した。

イ 施設の運営に関する業務

- ・研修センターについて、より広く県民への周知を図り、県内の交通安全教育の拠点施設としての活用を促進するため、ホームページやSNSを活用し、タイムリーな情報提供に努めた。(ホームページ更新回数123回、アクセス回数92,281回)
 - ・ホームページ「セーフティプラザみえ」により、研修施設、予約状況、研修カリキュラムについて、簡素な操作画面により利用者の利便性の向上に努めた。
 - ・ツイッターにより、日々の研修状況、交通事故発生状況、交通事故防止状況等タイムリーな情報発信に努めた。
 - ・体験学習ゾーンに、人の見る能力について学ぶための「見ることには限界があります」や「反射材効果」コーナー等を設置したほか、手作りの図表やポスターを作製掲示し、新鮮で効果的なゾーンにブラッシュアップを実施した。
 - ・自転車学習コースを実際の交通環境に近づけるため、注意看板や啓発のぼり旗等を掲出し、街並みに近づける工夫をするとともに、屋内施設の案内板を設置し、全てのコーナーにおける利用を促進した。
 - ・案内人としてセーフティプラザ・コンシェルを配置し、すべての研修センター利用者が、公平にわかりやすく交通安全について学べるように、施設や設置機器、目的、利用方法等を指導、案内し、利用者満足度を高めた。
 - ・幼児、児童、中・高校生、高齢者、自転車利用者、ドライバー向けの専門性の高い各種最新の交通安全DVDを追加し、映像により交通安全を効果的に学ぶ教材、環境を整え、職場、教育現場等で活用できるよう貸出を実施した。
 - ・一般利用者の167人に対し、居住地、年代、親子等の属性調査を行った結果、12歳以下の利用者が44%を占めていた。
研修センターを知った理由は、免許センター1階「みまも」看板と1階の案内人が一番多かったが、知人の紹介やホームページで知った人の割合が増加している。また、団体研修を受講される方々にも、日曜日の利用をはじめ一般利用ができることをアピールし、利用者層の拡大に努めた。
 - ・キャラクターの「みまも」を記載した「みまも反射キーホルダー」「みまもポケットティッシュ」「みまもバッグ」に加え、コロナ禍に対応した「マスクケース」を作製し、研修参加者や県下交通安全協会の窓口等を通じ配布し交通安全に対する関心を高揚させるとともに、研修センターのPRを行った。
 - ・キッズフリースペース横に「親が子に教える紙芝居コーナー」「親が子に読み聞かせる絵本コーナー」を設置し、親子で楽しく学ぶ交通安全教育環境を作り、親子での利用者に好評を得た。
- ##### ウ 交通安全に関する情報および資料の収集並びに提供に関する業務
- ・高齢者対策として、高齢者の身体的特性および歩行時・自転車乗車時・自動車運転時における各注意事項を掲載した「高齢者のための交通安全テキスト」を作成、配付した。
 - ・自転車事故防止対策として、点検要領から事故実態等をまとめた「自転車テキスト」を作成、配付した。

- ・薄暮時の色の見えにくさや夜間特有の危険性について体験する交通安全夜間特別研修会を実施し、その状況を地元のテレビ局や新聞社に情報提供し広報した。
 - ・四輪シミュレータ体験者の運転結果、体験学習ゾーンの運転・歩行能力診断（点灯くん）の診断結果の調査、分析を行い、ホームページや研修センターだよりにおいて分析結果の概要や注意点等の情報提供を行った。
- エ センター機能の向上、連携交流の推進および市町等に対する支援に関する業務
- ・県警本部から毎日事故日報の提供を受け、研修センターのホームページ、ツイッターを通じて、死亡事故発生速報や注意喚起等の情報の提供を行った。
 - ・津市内の交通安全関係団体で組織する「津市交通安全対策協議会」に参加し、各季節の交通安全運動等において交通事故防止のアピールおよび交通安全対策の推進に努めた。
 - ・部外から教育、高齢者、交通関係団体、一般企業の有識者等を委嘱した「事業内容等評価検討委員会」の開催は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面形式とした上、事業全般について評価検証を行い、今後の運営改善に当たった。（2/12～3/5）

② 施設および設備の維持管理および修繕に関する業務

体験学習ゾーン、自動車体験コース、自転車学習コース等の各種施設・設備・機器については、「機器点検表」に基づく毎日始業前点検および打合せを励行し、簡単な修理・修繕は職員で対処するほか、専門の外部保守点検業者との委託契約のもと点検項目に沿った随時および定期的な保守点検整備を行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設や機器の消毒および手指の消毒剤を各所に配置した。また、一般来場者の中の幼児・児童の事故を防止するため、施設内の危険箇所を再点検し、コーナーガード、角カバークッション、注意喚起看板等を設置するとともに、始業前のコース点検の徹底など、施設・機器の適正な維持管理に努めた。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・人権尊重のための取組

「人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨を職員に徹底させるとともに、障がい者、高齢者、外国人、性別等にとらわれず、誰もが快適に交通安全研修が受講できる環境づくりに取り組んだ。また、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等さまざまなハラスメントを許さない公正で明るい職場環境づくりに努めた。
- ・男女共同参画社会実現への取組

研修センターの事業評価、事業内容検討の場に女性の登用を図るとともに、女性の交通安全教育指導員の配置など、男女共同参画の視点をふまえ、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる事業の実施に努めた。
- ・企業倫理・社会的貢献の取組

コンプライアンス（法令遵守）の徹底、ディスクロージャー（情報公開）の遵守とホームページの開設、個人情報の保護の徹底、職員の組織的かつ合理的な人事管理と職業倫理の醸成、「公益法人会計基準」に基づく健全な財務運営を行った。
- ・ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくりに向けた取組

用品等の購入に際し、UD商品を選定するなど、UDに対する周知と意識の高揚に努めた。また、小・中学生の団体研修実施時にUDとバリアフリーの違い、施設や交通安全環境におけるそれぞれの平等性、公平性について確認させるなどの意識の高揚を図った。
- ・持続可能な循環社会の創造に向けた環境保全活動への取り組み

ごみを分別して清掃業者に引き渡し、資源のリサイクルへの寄与に努めるとともに、再生紙の利用、コピーの両面印刷等省資源に努めた。また、団体研修の実施に際し、アイドリングの自粛やエコドライブの促進を図るとともに、休憩時間帯の節電等に取り組み、利用者をはじめ職員的环境に対する意識の高揚とその実践に努めた。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・基本協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、適切な対応を行い、個人情報の取得は必要最小限とし、取得した個人情報は厳重管理の上、不要となった情報は速やかにシュレッダー処理を行った。また、個人情報の責任体制等報告の提出にも迅速に対応し遵守徹底に努めた。

⑤ その他の業務

- ・危機管理対策会議を開催し、研修センター危機管理マニュアルの周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備した。また、危機管理マニュアルに基づき、免許センターとの合同防災訓練を実施した。

(2)施設の利用状況

	令和2年度 目標	令和2年度 実績	達成率
センター利用者数（人）	50,200	12,033	24.0%
一般利用者数（人）	43,000	9,905	23.0%
団体利用者数（人）	5,500	1,536	27.9%
指導者養成・資質向上講座受講者数（人）	1,700	592	34.8%

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R元	R2		R元	R2
指定管理料	40,395,603	40,813,204	事業費	13,177,546	12,429,648
利用料金収入			管理費	26,901,977	26,836,616
その他の収入	113	100	その他の支出	0	0
合計 (a)	40,395,716	40,813,304	合計 (b)	40,079,523	39,266,264
収支差額 (a)-(b)	316,193	1,547,040			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

(1) 成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
(指導者養成・資質向上事業)		
指導者養成・資質向上講座受講者数 (人)	1,700	592
(研修事業)		
団体研修受講者数(人)	5,500	1,536
一般利用者数(人)	43,000	9,905
(その他)		
研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合(%)	100	96.8
(2) 指定管理者独自の数値目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
(研修)		
施設利用者数(人)	50,200	12,033
幼児・児童等研修受講者数(人)	1,900	841
高齢者講習受講者数(人)	600	35
ホームページアクセス回数 (回)	10,000	92,281
ホームページ更新回数 (回)	12	123
広報紙発行回数 (回)	4	4
施設を利用した県民へのPR事業の実施回数(回)	12	0
教材・教育プログラムの作成	6	6
今後の取組方針	<p>令和2年度は、第5期指定管理期間の最終年度であった。年度当初から新型コロナウイルス感染症の拡大が継続し、緊急事態宣言の発令等によりソーシャルディスタンスの確保が可能な人数に調整する等の研修者感染防止対策を徹底した事業年度であった。このようなことから、施設利用者数、各種研修受講者数の数値目標はいずれも達成することができなかった。</p> <p>第6期においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し、利用者の安全・安心を確保した上で、参加・体験・実践型交通安全教育、地域・職域指導者養成・資質向上および高齢者重点プログラムを推進する。</p>	

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R元	R2	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は第5期指定管理期間の最終年度であった。コロナ禍により年度当初から臨時休館など施設運営に制約が設定され、目標値には程遠い状況であった。そのような状況下で安全に研修が実施できるように、職員で創意工夫し、体験学習ゾーンのブラッシュアップに努めた。 各市町等との連携を強化するため「研修センター連絡協議会」を书面開催し、今後の利用拡大につなげるため、現状や課題などの意見集約を行った。 指定管理者として、PDCAを毎年繰り返して業務の見直しを図る上でコロナ禍において新たな生活様式を取り入れた研修制度の定着を進めた。

2 施設の 利用状況	B	C	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を含め、定期的な利用団体も多いが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用団体からのキャンセルや人数制限などにより、団体研修の実施が困難になるとともに、一般利用者拡大のための毎月のフェスタも中止せざるを得なかった。 ・交通安全担当者が集まる場や老人クラブ連合会の会議の場を捉え、施設利用や研修内容について広報し、今後の利用拡大をめざした。 ・「交通安全夜間特別研修会」や「自転車交通安全教育指導者研修会」などの特別研修を実施し、地域や職場での指導者養成を図った。
3 成果目標 およびその 実績	B	C	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示す成果目標の、「一般利用者数」「団体研修受講者数」「指導者養成・資質向上講座受講者数」「指定管理者独自の数値目標の施設利用者数」「幼児・児童等研修受講者数」「高齢者講習受講者数」「施設を利用した県民へのPR事業の実施回数」については、達成することができなかった。 ・ホームページSNSアクセス回数や広報紙発行、オリジナル教材・教育プログラムの作成に関しては目標を達成することができた。今後もPCネットワークを活用した積極的な広報を進めていきたい。

※評価の項目「1」の評価：

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価：

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<p>(1) 成果目標に対する達成度</p> <p>成果目標については、一般利用者数 9,905 人（目標値 43,000 人）、団体研修受講者数 1,536 人（目標値 5,500 人）、指導者養成・資質向上講座受講者数は 592 人（目標値 1,700 人）、研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合は 96.8%（目標値 100%）で、新型コロナウイルス感染症防止対策で研修者を制限したことおよび新たな生活様式の浸透により、一般利用者数、団体研修受講者数、指導者養成・資質向上講座受講者数については、目標未達成となった。</p> <p>一方、指定管理者の独自成果目標のホームページアクセス回数は、92,281 回（目標値 10,000 回）と目標を大きく上回ることができた。</p> <p>(2) 残されている課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修受講者数の目標達成のため、市町、関係機関・団体との連携を密にし、ネットワークの強化に努め、広く県内の企業・団体に積極的なPRを行い、施設の認知度を上げるとともに、他の近隣施設との連携を図るなど利用者の拡大を図ること。 ・社会の高齢化に伴い、高齢者が、事故の被害者・加害者になっている現状から、高齢者団体研修の利用者の増加を図ること。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く県民の皆さんに、来て、見て、体験してみようをコンセプトに、幼児から高齢者まで楽しく交通安全を学んでいただけるような雰囲気の構築を図った。 ・キャラクター「みまも」を中心とした施設の案内、屋内の飾り付け、ホームページやツイッターの活用や、各種チラシ類を作成し、広報活動を行った。 ・関係機関・団体、企業の協力により、「交通安全夜間特別研修会」を開催する等、創意工夫を凝らした事業の実施に努めた。 ・指導者養成・資質向上研修の取組として、主に教職員を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」、市町の交通安全指導員等を対象とした「交通教育指導員研修会」を開催するなど、様々な機会を通じて指導者養成・資質の向上に努めた。 ・外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を受けるとともに、検証結果については、今後の事業改善に活かしていくこととしている。 ・地震防災対策など危機管理に対する取組として、危機管理マニュアルに基づく非常防災訓練を実施し、非常時における誘導経路の確認等を行った。
--------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称および所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水 2566 番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 西野 衛 （津市栄町 1 丁目 954 番地）
指定の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県交通安全研修センターの運営業務 2 三重県交通安全研修センターの維持管理業務 3 三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 4 その他の業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H28	B		職員による日々の始業前機器設備点検作業、迅速な小規模修繕、体験学習ゾーンのブラッシュアップ等に加え、定期的な防災訓練・避難誘導訓練を実施しており、適切な施設管理を行っている。 時勢の懸案事項、法改正等を的確に周知するため創意工夫した展示スペースの充実に努めている。 施設自体の充実に加えて、施設の案内人として接遇研修を受講した「セーフティ・プラザ・コンシェル」を配置し、さらなる利用者サービス向上に努めている。 令和元年度後半からは、利用者の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策について適切に対処し、安全安心な施設運営に努めている。
H29	B		
H30	B		
R元	B		
R2	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H28	B		研修予約状況をホームページで公開するなど利用しやすい施設づくりを行っているほか、時節に応じた特別研修の企画、新規利用者開拓のために三重県交通安全協会のネットワークを活かした事業所訪問、SNSを活用した情報提供を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。 また、全国的に問題となっている高齢者の事故防止対策として市町等と連携した「パーク・アンド・バスライド方式シニアラーニング」を新たに実施するなど利用者拡大を常に意識している。 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減に対応すべく交通安全DVD貸出拡充にも取り組んでいる。
H29	B		
H30	B		
R元	B		
R2	C		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	201,283,807	事業費	61,844,069
利用料金収入	0	管理費	133,531,566
その他の収入	1,076	その他の支出	0
合計 (a)	201,284,883	合計 (b)	195,375,635
収支差額 (a)-(b)	5,909,248		

※参考

利用料金減免額	-
---------	---

5 成果目標およびその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標およびその実績						
			成果目標項目	目標値 (R2)	H28 実績値	H29 実績値	H30 実績値	R元 実績値	R2 実績値
H28	B		一般利用者数	43,000 人	54,178 人	46,776 人	44,802 人	42,002 人	9,905 人
H29	B		団体研修受講者数	5,500 人	5,744 人	4,778 人	5,103 人	4,777 人	1,536 人
H30	B		指導者養成・資質向上講座受講者数	1,700 人	1,731 人	1,839 人	1,715 人	1,679 人	592 人
R元	B		研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合	100%	90.5%	97.9%	99.1%	97.6%	96.8%
R2	C								
全期間におけるコメント									
<p>幼児から高齢者に至るまで、受講者の特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育などを実施した結果、「一般利用者数」「団体研修受講者数」「指導者養成・資質向上講座受講者数」については、平成30年度まで成果目標は概ね達成することができている。</p> <p>また、令和元年度、令和2年度に未達成となった要因についても外部要因（新型コロナウイルス感染症の拡大）によるものと考えている。</p> <p>「研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合」については、目標の100%は達成できなかったが、概ね95%以上を超える高い水準で推移している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についても対策を徹底するなど、安全安心な施設運営に努めていることから全体として適切な管理運営が行われたと評価できる。</p>									

6 総括評価

- ホームページを活用した研修予約を実施するなど利用しやすい環境づくりを行っているほか、「自転車交通安全教育指導者研修会」「夜間特別研修（ナイトスクール）」等、時節に応じた特別研修やイベントを企画するとともに、新規利用者開拓のため（一財）三重県交通安全協会のネットワークを生かした事業所訪問を実施するなど、きめ細かな対応を行っており、利用者サービスの向上や利用者拡大を常に意識している。
- 全国的に大きな問題となっている高齢者の事故防止対策として市町等と連携した「パーク・アンド・バスライド方式シニアラーニング」を積極的に実施するなど利用者ニーズを意識している。
- 令和元年度後半からは新型コロナウイルス感染症の影響により利用状況が低下しているが、利用者の感染防止対策等、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について適切に対処しており、安全安心な施設運営に努めている。
- 危機管理マニュアルを整備し、防災訓練・避難誘導訓練を定期的に行い、職員の防災・危機管理関連資格取得を促進するなど、常に安全・安心な施設づくりを意識して管理運営を行っている。
- 県民のニーズを把握し、きめ細かなサービスの提供や魅力ある事業展開に努めており、専門的かつ高度な参加・体験・実践型教育を提供できる県交通安全教育の中核施設として管理運営されているものと評価する。

- ※「2 管理業務の実施状況」の自己評価：
- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。
- ※「3 施設の利用状況」「5 成果目標およびその実績」の自己評価：
- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。
- ※県の評価：
- 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

10 指定管理候補者の選定過程の状況について

1 趣旨

令和3年度末において、環境生活部が所管する公の施設のうち、次の施設の指定管理期間が終了します。この施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、令和4年4月からの次期指定管理者の募集・選定手続きを進めており、その選定過程の状況について報告します。

2 施設の概要および次期の指定の期間

施設の名 称	所在地	次期の指定期間
(1) みえ県民交流センター	津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日（5 年間）

※選定過程内容の詳細は次ページ以降を参照。

(1) みえ県民交流センターに係る指定管理候補者の選定過程の状況について

1 概要

みえ県民交流センターについては、現在の指定管理期間が令和4年3月末で終了することから、これまで、令和4年4月からの次期指定管理者の募集・選定手続きを進めてきました。

指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、みえ県民交流センター条例に基づき、外部の有識者等で構成する「みえ県民交流センター指定管理者選定委員会」を設置しました。令和3年6月28日に開催した選定委員会において審査基準や配点表を決定した後、募集を行ったところ、1団体から申請書の提出がありました。令和3年10月7日および同20日に開催した選定委員会において、申請者から提出された事業計画書やヒアリング結果を基に総合的な審査を行い、指定管理候補者を選定しました。

2 進捗状況

6月28日	第1回選定委員会（審査基準及び配点表の決定） ・選定委員…… <u>別紙1</u> のとおり ・審査基準及び配点表…… <u>別紙2</u> のとおり
7月9日～21日	募集要項の配布
7月28日	現地説明会
9月6日～17日	申請の受付
10月7日	第2回選定委員会（ヒアリング審査）
10月20日	第3回選定委員会（審査基準に基づく総合的な審査、指定管理候補者の決定）

3 応募等の状況

現地説明会への出席団体数	3団体
申請団体数	1団体
・みえ県民交流センター運営委員会（グループ申請）	

4 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙3のとおり

5 今後の予定

(1) 指定管理者の指定

令和3年三重県議会定例会11月定例会において、指定管理者の指定について議案を提出し、議決を経て、次期指定管理者を指定します。

(2) 協定の締結

令和4年3月末までの間に次期指定管理者と施設の管理に関する協定を締結します。

(3) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

みえ県民交流センター指定管理者選定委員会委員

(敬称略)

役 職	氏 名	出身団体等名称・役職
委 員 長	<small>あおき</small> 青木 <small>まさお</small> 雅生	三重大学人文学部 教授
副委員長	<small>さきうら</small> 先浦 <small>ひろき</small> 宏紀	株式会社三十三総研 総務部長兼調査部主席研究員
委 員	<small>あきやま</small> 秋山 <small>のりこ</small> 則子	公募委員
委 員	<small>かわばた</small> 川端 <small>いくこ</small> 郁子	川端法律事務所 弁護士
委 員	<small>くろだ</small> 黒田 <small>あかり</small> 朱里	黒田公認会計士事務所 公認会計士

みえ県民交流センター指定管理者審査基準及び配点

1. 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目	審査内容	配点	備考	
			募集要項	事業計画書
管理運営の総合的な基本方針	1-1 施設運営にかかる基本方針と、5年間の方向性(ビジョン)が明確になっているか	10	全般	1(1)
利用者の公平、公正な利用	1-2 基本方針が利用の平等性の観点から適切か	10	1全般	1(1)
	1-3 事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか	10	4全般	2、3
企業(団体)の社会的責任	1-4 企業(団体)倫理・コンプライアンス(法令遵守)・環境配慮への対応は適切か	10	4(1)ケ(オ)	1(2)
小計		40		

2. 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

審査項目	審査内容	配点	備考	
			募集要項	事業計画書
施設、機器、備品等の効率的で安定的な維持管理	2-1 施設、機器、備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか	10	4(1)ク	2(1)
危機管理体制や緊急時の対応	2-2 緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか	10	4(1)ケ(ウ)	2(2)
	2-3 研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか	10	4(1)ケ(ウ)	2(2)
利用者の安全確保対策	2-4 利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか	10	4(1)ケ(ウ)	2(3)
	2-5 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見やその措置は適切な提案がなされているか	10	4(1)ケ(ウ)	2(3)
個人情報保護対策	2-6 チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか	10	3(5)	2(4)
	2-7 職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか	10	3(5)	2(4)
小計		70		

3. 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

審査項目	審査内容	配点	備考	
			募集要項	事業計画書
施設等の利用	3-1 利用者対応、センター内の情報の活用、日常の管理業務等に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)ア (ア)~(ク)、(コ)	3(1)ア~ク、コ
	3-2 利用料金の設定、收受、減免等の方法に関し、適切な提案がなされているか	10	4(1)ア(ケ)	3(1)ケ
市民活動促進及び国際化の推進	3-3 市民活動促進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)イ(ア)	3(2)ア
	3-4 国際化の推進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)イ(イ)	3(2)イ
市民活動・国際化推進に関する情報の受発信	3-5 ホームページ等の設置及び管理運営に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)ウ(ア)	3(3)ア
	3-6 ウェブマガジンの発行及び発信に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)ウ(イ)	3(3)イ
	3-7 団体情報データ調査・活用に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)ウ(ウ)	3(3)ウ
中間支援団体等の機能向上・連携交流	3-8 中間支援団体等が実施する事業に対する支援に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)エ	3(4)
	3-9 中間支援団体等が実施するNPO支援に対する支援に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)エ	3(4)
	3-10 中間支援団体等の人材育成・中間支援団体等の活動基盤強化に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)エ	3(4)
	3-11 県内外の中間支援団体との連携・交流に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)エ	3(4)
みえ災害ボランティア支援センターの運営	3-12 平時、発災時の連携や取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)オ	3(5)
災害支援団体等との連携による受援力の強化	3-13 災害支援団体等との連携に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)カ	3(6)
企業等との協働の推進に係る業務	3-14 企業等との協働の推進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)キ	3(7)
利用者のサービス向上への取組	3-15 利用者のサービス向上につながるような独自の提案がなされているか	10	4全般	3(8)、(13)
	3-16 施設の稼働率や魅力などを高めるための具体的な提案がなされているか	10	4全般	3(9)
	3-17 利用者の声の把握及び反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	10	4全般	3(10)
成果目標	3-18 成果目標を達成するための具体的な方策が提案されているか	10	4(2)ア	3(11)
	3-19 提案された達成すべき成果目標は、具体的に適切な提案がなされているか	10	4(2)イ	3(12)
総合評価	3-20 当該指定管理業務について、業務の趣旨を理解し、専門性、先進性、広域性、補完性を満たす提案がなされているか	10	4全般	全般
小計		200		

4. 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

審査項目	審査内容	配点	備考	
			募集要項	事業計画書
収支計画の積算の考え方	4-1 収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10	3(7)、6	4(1)
	4-2 提案された事業が十分実施できる計画となっているか	10	3(7)、6	4(1)
コスト削減の考え方	4-3 実効性がありかつ創意工夫がある経費の節減方策が提案されているか	10	3(7)、6	4(2)
小計		30		

5. 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

審査項目	審査内容	配点	備考	
			募集要項	事業計画書
法人等の財政的基礎	5-1 施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか	10	全般	事業報告 収支決算書等
法人等の組織体制、勤務体制	5-2 事業計画書に沿った管理運営を実施するための人員の確保は適切であるか	10	4(1)ケ(ア)	5(1)
	5-3 事業計画書に沿った管理運営を実施するための組織体制や責任体制は適切であるか	10	4(1)ケ(ア)	5(2)
	5-4 提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか	10	4(1)ケ(ア)	5(3)
人材育成方針、研修計画	5-5 正規職員の人材育成につながる方針となっているか	10	4(1)ア(コ)	5(4)
	5-6 全職員に対し業務に必要な研修があるか	10	4(1)ケ(イ)	5(4)
小計		60		
合計		400		

※備考欄は、募集要項及び事業計画書の主な関連項目です。審査項目とは、必ずしも1対1で対応するものではありません。審査は事業計画書等の審査及びヒアリングを実施して、総合的にを行います。

みえ県民交流センター事業計画書の要旨

申請者名	みえ県民交流センター運営委員会
管理経営方針	<p>① 県内全域を対象にした市民活動センターとして、県内の中間支援組織や行政、企業等と連携し、草の根の市民活動からソーシャルビジネスを志向する団体まで、県内の市民セクターを総合的に強化し、NPOの存在感を高めます。</p> <p>② 特に企業とのSDGsを介したプラットフォームによる連携を重視し、NPOと企業の協働を進めます。</p> <p>③ 県内外の市民活動に関する情報をオンラインで収集・発信して情報のキーステーションの役割を果たします。</p> <p>④ 三重県の国際化の進展を図るため、三重県多文化共生社会づくり指針に基づいて、多文化共生社会づくり、グローバルシティズンシップの育成など、国際化推進拠点としての役割を果たします。</p> <p>⑤ これらの取り組みによって「誰一人取り残さない三重県」の実現に寄与します。</p> <p>⑥ オンラインを積極的に活用し、「新しい生活様式」に対応した利用者の利便性を向上させるとともに、県内各地の多様な主体とのネットワークの構築を図ります。</p> <p>⑦ さまざま利用者の立場に立って、誰もが利用しやすい快適な施設運営を目指すほか、障がい者支援団体等による飲食等の販売など、利用者にとっての魅力を高めます。</p> <p>⑧ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実など県民サービスの向上を図ります。</p> <p>⑨ 効率的・効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めます。</p> <p>⑩ センター利用に関する基本的な条件、管理運営の基本を遵守し、適正に管理いたします。</p>
管理業務に関する計画	<p>センターの施設、機器、備品については、常に点検整備を行い、利用者の皆様に良好な状態で利用していただけるように努めます。</p> <p>① 閉館日は12月29日から1月3日までと原則5月連休の前半の休日2日間とします。</p> <p>② 利用時間は平日は午前9時30分から午後9時まで、土日祝日は午前9時から午後6時までとします。</p> <p>③ 利用団体を営利と非営利の2種類に区分し、それぞれ利用料金を設定します。</p> <p>④ 人権尊重社会の実現、男女共同参画/ダイバーシティ社会の実現、循環型社会の創造など県が推進する施策を十分理解し、協力して施策実現のために寄与します。</p> <p>⑤ 災害、事故等の不測の事態を想定した体制づくりを行います。</p> <p>⑥ みえ災害ボランティア支援センターと連携します。</p> <p>⑦ 個人情報に配慮します。</p> <p>⑧ その他法令等を遵守します。</p>

運営業務に関する計画	<p>施設に関する運営業務としては、センターの総合案内、センター視察・見学、出前講座、センター施設等の利用許可、図書資料の管理、閲覧・貸出業務、センター内の掲示物等の管理等を行います。</p> <p>① 市民活動促進のための業務として、社会課題解決を目指す規模の大きいNPOを育成する「県民応援NPOプロジェクト」やこの成果を発表する「協創シンポジウム」、学校と連携した「未来のアクティブ・シチズン講座」などのほか、県内全域の中間支援組織と連携した「市民活動・NPO月間」、講座や相談業務等を行います。</p> <p>② 国際化推進のための業務として、NGO等と連携する「グローバル市民講座」や「多文化共生深堀り講座」など行います。</p> <p>③ 市民活動に関する情報の受発信に関する業務として、ホームページの運営、新しいウェブマガジンの発行、SNSによる発信、市民活動団体データベースの充実等を行います。</p> <p>④ 中間支援団体等の機能向上・連携交流に関する業務として、県内各地の中間支援組織の支援や交流、調査、県外の中間支援組織とのネットワーク形成やそれを生かした事業などを実施します。</p> <p>⑤ みえ災害ボランティア支援センターの運営に関する業務として、みえ災害ボランティア支援センターが設置された場合に協力をします。また、平時には災害時の受援力強化と合わせて、各地の中間支援組織との連携による、NPOが参加する災害支援などの事業や災害対応ネットワークの構築を行います。</p> <p>⑥ 企業との協働の推進に係る業務として、企業とNPOのSDGsプラットフォームを構築し、両者のマッチングを行います。</p> <p>⑦ その他に、コーヒーマシンや自動販売機の設置、図書コーナーの充実を図ります。</p>						
収支計画の積算の考え方	<p>非営利団体・営利団体に区分した施設利用料、講座参加費等の収入を増加させつつ、コスト削減に努めます。コスト削減については、入札制度・相見積もりの導入、節電・節水・省資源、各種事業の効率化等を行います。</p>						
組織及び人員	<p>みえNPOネットワークセンター及びささえあいのまち創造基金の役員及びセンター長・副センター長等を構成メンバーとする経営会議を行います。</p> <p>職員は専門性及びスキルの高い正職員4名と、補助的業務を行うパート職員4名程度を雇用し、センター長、副センター長各1名を配置します。</p> <p>勤務はローテーションで行います。</p> <p>外部委員会を設置します。</p> <p>利用者に対して平等かつ温かい対応ができるとともに、市民活動、国際化事業を担うふさわしい人材の育成に必要な研修を行います。</p>						
収支計画書(千円)	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	収入合計	28,850	29,200	29,400	29,600	29,800	
	内訳	指定管理料	26,483	26,483	26,483	26,483	26,483
		利用料収入	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100
		事業収入	1,200	1,400	1,500	1,600	1,700
		寄付金他	167	217	317	417	517
	支出合計	28,850	29,200	29,400	29,600	29,800	

※ A4版2枚以内としてください。

11 各種審議会等の審議状況について

(令和3年6月2日～令和3年10月5日)

1 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	令和3年7月13日
3 委員	会 長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委 員 岩崎 奈緒子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和2年度 of 取組および外部評価結果等について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：未定

2 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	令和3年7月28日
3 委員	会 長 吉田 悦之 副会長 吉田 俊英 委 員 新 輝美 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和2年度事業報告および令和3年度事業の取組等について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和4年3月頃（予定）

3 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	令和3年9月22日（書面開催）
3 委員	会 長 塚田 森生 副会長 金子 聡 他18名
4 諮問事項	（仮称）三重松阪蓮ウィンドファーム発電所計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	環境影響評価法に基づく環境影響評価図書について、書面で審議が行われ、答申が決定された。
6 備考	次回開催日：なし

4 三重県環境影響評価委員会小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会小委員会
2 開催年月日	令和3年9月10日
3 委員	小委員会委員長 塚田 森生 他7名
4 諮問事項	パワープラント四日市北小松太陽光発電所造成事業に係る簡易的環境影響評価書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

5 三重県公害事前審査会小委員会

1 審議会等の名称	三重県公害事前審査会小委員会
2 開催年月日	令和3年6月14日
3 委員	小委員会委員長 金子 聡 他2名
4 諮問事項	キオクシア株式会社四日市工場の増設計画に対する公害の防止に関する技術的事項についての意見
5 調査審議結果	公害事前審査資料について事業者から説明を受け、資料に記載された内容について審議が行われた。小委員会の審議結果を三重県公害審査会の審議結果とし、7月8日付けで答申が決定された。
6 備考	次回開催日：なし

6 三重県公害審査会調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会調停委員会
2 開催年月日	(1) 令和3年6月7日 (現地調査) (2) 令和3年6月22日 (第3回調停期日)
3 委員	調停委員長 石川 友裕 他2名
4 諮問事項	令和2年(調)第2号事件
5 調査審議結果	(1) 申請事項に係る状況等の確認のため、調停委員会による現地調査を実施した。 (2) 紛争解決に向けて当事者から意見の聴取を行ったが、当事者間に合意が成立する見込みがないとして、申請人が申請を取り下げたため、事件は終結した。
6 備考	次回開催日：なし

7 三重県環境審議会 水質部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水質部会
2 開催年月日	令和3年6月4日（対面、WEBハイブリット開催）
3 委員	部会長 千葉 賢 部会長代理 松田 治 委員 金子 聡、城田 祐介
4 諮問事項	第9次水質総量削減に係る総量削減計画および総量規制基準の検討について
5 調査審議結果	令和6年度を目標年度とする第9次水質総量削減に係る三重県の総量削減計画および総量規制基準の策定あたり、その内容について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和3年10月28日

8 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	令和3年7月13日（書面開催）
3 委員	部会長 大野 研 委員 大沼 章子、高橋 孝行、中村 毅
4 諮問事項	温泉法に基づく土地掘削の許可について
5 調査審議結果	温泉法第3条第1項に基づく土地掘削許可申請（熊野市内）について、温泉のゆう出量への影響等の審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

9 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	(1) 令和3年7月6日(全体会) (2) 令和3年9月14日(第3部会) (3) 令和3年9月27日(第1部会) (4) 令和3年9月29日(第2部会)
3 委員	全体会 会 長 三田 泰雅 副会長 大平 肇子 委 員 大瀧 あずさ 他15名 第1部会 部会長 菅生 としこ 副部会長 藤岡 充昭 委 員 小椋 衿子 他5名 第2部会 部会長 藤枝 律子 副部会長 芦葉 甫 委 員 今村 潤二 他5名 第3部会 部会長 小林 慶太郎 副部会長 上山 千秋 委 員 小川 眞里子 他2名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	(1) 県が実施する男女共同参画施策の令和2年度実施状況の評価方法等について検討が行われた。 (2) (3) (4) 県が実施する男女共同参画施策の実施状況について、対象課へのヒアリングが行われた。
6 備考	次回開催日：未定

10 みえ県民交流センター指定管理者選定委員会

1 審議会等の名称	みえ県民交流センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和3年6月28日
3 委員	委 員 長 青木 雅生 副委員長 先浦 宏紀 委 員 秋山 則子 他5名
4 諮問事項	みえ県民交流センター指定管理者の選定について
5 調査審議結果	みえ県民交流センター指定管理者の審査基準および配点表について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和3年10月7日、20日

11 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	令和3年9月13日（書面開催）
3 委員	会 長 平島 円 副会長 山本 和寿 委 員 井坂 衆 他10名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	消費者施策の令和2年度における実施結果および令和3年度における実施概要等について資料を送付し、質疑が行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年8月頃